

令和元年12月甲良町議会定例会会議録

令和元年12月6日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	上 橋 純 子
税 務 課 長	西 村 克 英	社会教育課長	大 野 けい子
企画監理課長	村 岸 勉	建設水道課長	北 坂 仁
住 民 課 長	小 林 千 春	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
保健福祉課長	米 田 志保子	総務課参事	上 田 真 司
産 業 課 長	中 村 康 之	建設水道課参事	丸 山 正

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	白波瀬 愛
---------	---------	-----	-------

(午前9時02分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、12月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田充議員、4番 山田裕康議員を指名します。

日程第2 5日に引き続き一般質問を行います。

皆さん、きのうちょっと、すいませんが質問通告書にないことに関しては行政の方もちょっと答えにくいということもありますので、通告書に基づいてお願いをしたいと思います。

それでは、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。幾つかの課題がありますが、私たちの任期も最後となりました。町民の暮らしや、それからさまざまな課題を見てみますと、本当に課題が山積だというように思います。その点でも、今日は限られた時間ですので、絞って質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

10月に安倍政権が強行した消費税の10%の実施は、軽減税率やポイント還元などの景気対策に万全を期したと言い繕ったこととは裏腹に、人々の暮らしと日本経済の現場では、不安と混乱が続いています。年金が引き下げられ、社会保障の連続改悪が狙われるなど、消費税は福祉のためという口実が全くのうそであることが隠しようもなくなっています。住民生活が安倍政権のもとで不安と困難を強いられている中、国の悪政の防波堤になって町民の暮らしとなりわい、営業を支援することが求められているのではないのでしょうか。

マスコミ等での調査で約7割、私たちが今開始したアンケートでも多くの町民が「暮らしにくくなった」「悪くなった」と回答され、その原因が年金の引き下げ、増税、高い介護保険料、中には賃金下がったなどの声が寄せられています。増税に伴うプレミアム商品券など、経済対策にいかほどの効果があったのでしょうか。各紙経済面では2カ月連続の家計消費減少が報じられています。

ある地域、秋田や青森であります。ポイント還元のレジを導入する自治体が1件もない。ですから、利用のしようもない。それから、お年寄りやカードで決済をするというのにはなれておられません。そして、このときだけのレジの導入という点でも大変な負担で、廃業などが報じられています。

我が町でも多くの課題があります。補正予算質疑の中でも例として提起をした高校生以上の通学費の補助、学童クラブの利用軽減などがありますが、今回は象徴的な3点に絞って要請し、見解をたずぬものであります。

1つには、緊急に暖房費補助を実施し、夏季の冷房費補助を併せて制度化するという点でもいいと思います。例えば、暖房費補助では、町内石油販売店と連携をして、無料チケットを一定の基準でお渡しをする。独居老人、非課税世帯などが考えられますが、暮らし緊急応援のメッセージになってきて、町への信頼の回復、その一助になるものと思いますが、見解を求めます。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 高齢者の生活を支えていく施策としては幾つか考えられると思います。今、議員がおっしゃられました直接の経済的支援という方法もあると思いますが、高齢者に関しましては各集落で昼間の居場所づくりをより活性化させ、家で孤独に過ごす時間を少なくし、体、心、社会的な健康が維持できるよう地域住民が主体的に進める予防や支え合いの取り組みをさらに充実していくことで、地域全体の福祉の向上、ひいては経済的な支援にもつながると思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今、課長が言われた内容は経済的対策には全くならないんですよ。そして、消費税は所得の低い人ほど負担率が重い、こういう不公平な税制度の中で押し込められています。そこを支援する、補助をする、わずかであります。甲良町の予算からすれば膨大な金額を投入して補助するというにはならないと思います。しかし、予算の使い方を変えれば十分にできる。先ほど提案をした町内の石油スタンド、石油販売店と連携をして、現金チケットないしは無料チケットを配布して後で回収するという方法もあります。プレミアム商品券の限定は、言われていますが、2月で終了します。そういう点でも、この暖房に合わせて、わずかでありますが補助がきちんと町民の暮らしを支えていると。いろんな居場所づくりで言っても、そのもとの毎日の暮らしの点では、どんなものを買おうか、あそこの店の方が10円安い、幾ら安いというのでうわさになるぐらいですよ。そういう点では、経済対策を中心にするというのが暮らしの応援になると思うんです。

例えば、これ、予備費ですね。また、財政調整基金が3億9,000万円、30年度の決算で出されています。予備費は400万です。この400万を使うわけにはいきませんが、財政調整基金は流動的に使用できる基金となっていますので、この活用も視野に置いて、今言われた内容を底辺から支えようと思えば、そういう対策が要る。

豊郷町はこの間ずっと、僕が知ってからもう5年以上続いていますね。町長が変わってもそのまま引き継いで。わずかな予算だと聞いていますが、その点でも踏み込むべきだというように思いますが、再度見解を求めます。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 経済的支援にはならないとおっしゃいましたが、今、集落の方で地域サロンを月に1回から2回やっております。そこに参加される方の人数は、高齢者の方が前年度ですと630人ぐらいで、あとボランティアの方を含めると850人ぐらいの方が参加されています。その中で心の健康、体の健康ということを支援していった元気高齢者をつくっていくということで、医療費の削減がかなりできます。今、介護認定者の医療費は1人当たり9,271円です。元気高齢者の方は3,784円の医療費で過ごしておられます。この差ですけれども、認定者の医療費は全国の平均よりも1,000円ほど甲良町の方は高いです。元気高齢者の方は全国平均よりも安い医療費で生活しておられます。この辺を考えますとかなり差がありますので、元気高齢者をもっともっとふやしていくということが財政の乏しい甲良町としては有効な方法だと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それも1つだろうというように思います。その中身は、人間はひとりでは暮らしていけない、人のつながりで生きていく、やはりこういう生き生きとした地域のつながり、そして人々同士のつながり、ここで私たちは生きていると思います。それを支える点では大事な事業、各集落の評判を聞きますと、そういう点ではもっと頻繁にやってほしいというのがあります。ボランティアが足りないというのがあって、なかなかふやせないというのが現状だと思いますけれども、それを含めて経済対策、弱者、ここに手当てをするというのは大事なメッセージになってくる、インパクトになってくるというように思うんですね。外目からよくわかる施策だと思います。

そういう点で、町長、以前、個人施策で検討が必要だ、ばらまきになる可能性があるので慎重な検討が要るということで回答がありましたが、町長の見解を最後に求めたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 基本的に、個人施策は十分検討して留意をしながらということを申し上げてまいりました。したがって医療費の無料化、あるいは給食費の話もございますが、いったん制度化をすると、やっぱり恒常的な財政負担、財源支出ということになります。

それから、財調のお話をされましたが、6億円台の財政調整基金をキープしてきたんですが、一般財源がどうしても窮屈だというふうなこともありまして、

約4億円ぐらいに低下をしているという状況でありますので、今後、財政運営についても非常に甲良は厳しさがあるということを感じています。

それと、冷暖房費、何度かご提案をいただいておりますが、今おっしゃったのは独居老人、あるいは低所得世帯という提案でありましたので、いかほどの財源が要って、どんな効果があるのかという内部検討ができておりませんので、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、前向きの検討をいただいて、私が言っているのはやっぱり町民が受ける感触、甲良町は取るだけと違ってちゃんと考えてくれているというメッセージが伝わる点では非常に大事だというふうに、いろんな施策を展開する上で町民の協力、協働というのは抜くことができないんですよね。そういう点では、そういう町と住民との信頼関係をつくるという点で大事なところだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

2つ目のデイサービスセンターの復活ですね。9月議会に否定的な見解を述べられました。正直言ってがっかりしたわけですけども、設備そのものは揃っています。そして、広いスペースがあり、もともと開業するときにデイサービスのスペースでつくられたと聞いていますし、そういう設備も整っているところです。ですから、運営業者、企業の導入を、ぜひ呼び込んで図って、復活に努めていただきたいと思うんですが、見解を求めます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 デイサービスの件でございます。

現状を、担当課の分析を聞きました。介護保険制度施行のとき、そのときは事業者が少なかったということで、先進的に公的なデイサービスの設置をしたということですが、現在の状況は定員を満たしていない町内の事業所が複数存在するという状況であります。また、利用者および家族のニーズが多様化する中、従来のデイサービスの形態では利用者の需要が見込まれないかもしれないという状況でございます。

一方で、公的機関による町内で安心して利用がしたい住民の意向も聞いておりますし、それから最近でありますが参入をいたしたいという希望業者も直接名乗りを上げていただいた。このことについては検討するというにさせていただきます。

今後の展開ですが、おっしゃいました保健福祉センターの2階の空きスペース、施設の活用の新たなニーズについては、今年度から検討に入ります第8次介護保険計画のニーズ調査、意見聴取をするということをして、意見聴取をした内容もふまえて、新たな視点の健康づくりや介護保険事業、そしてもともとのデイサービス事業、いかななもの施設利用がいいのかということは高齢者

保健福祉審議会に論議をしていただいて、ある一定の原案をつくって、施設の利用については再度慎重に考えたいというふうに思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今、町長が言われた業者の問い合わせ、名乗りがあるという点では1つの光かなというふうに思います。

それで、私たち議会が常任委員会の研修で阿智村に寄せていただきました。その阿智村は社会福祉協議会が連続してずっと続けていると。しかも町の施設を指定管理でしているようであります。その点では、安心感があるというのがやはり利用者の声のようですね。その点ではぜひ、今、町長も言われたように公的機関、町が運営するないしはかかわっていく、そういう施設の安心性というのはやはりはかり知れないというように思いますので、その点、英断をしていただきたい。

そして、もう一つは何を優先して町民の願いに応えるのかというのが大事だと思うんです。多くの町民が、近くで、しかも町の施設として、かわりて運営するデイサービスの再開、復活を本当に。近所へ行って、私たち、チラシをまいたりしますが、そこで会うおばちゃん、おじいちゃん、「デイサービスがぜひ復活できたらいいのにな、何でやめたんや」というのは必ず話題の中で出てくることですので、ぜひ検討、加えて復活に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

3つ目に、学校保育センターの給食費無償化。これも以前、検討したい、ぜひ実施をしたい希望はあるということで担当課の方からも回答がありました。全国的な流れでも無償化に踏み出す自治体が、小さな自治体を中心にしながら増えていっています。そこで、ぜひその方向を打ち出していきたいと思いますが、お願いします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 以前申し上げたとおり、教育委員会としても給食費の無償化は前向きに検討しております。財源の確保が必要になるため、今、議員から提案いただいた軽減のことも含めて、教育委員会が中心となって関係課、財政課、また企画監理課との方と、今後、協議を行う予定であります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、無償化や軽減に関して財源処置の試算、されておられましたらご報告、ないしは説明いただきたいなど。今後なら今後かなと思いますが、お願いします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 すいません、私の方では持っていませんが、前回9月の議会の中で、財政側が小・中学校無償化にしたときの試算は持っておりました。現在、

手元にはありません。その試算をもとに、こんなんかなというふうな考えではありましたが、工夫をして今後は協議していきたいと思っております。現在の試算というのはありませんが、前回のやつであれば多分財政課の方が持っていると思いますので、その提示はできるかなと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 財政課の方で提出をできたら、どうですか。

○丸山議長 ペーパーの提出。

総務課長。

○中川総務課長 試算した数字はまた出させてもらいます。

○丸山議長 今日中に出来ますか。

○中川総務課長 はい、今日中に。指示します。

○丸山議長 ほたら、またペーパーで西澤議員に届けて。

町長。

○野瀬町長 試算は、やっぱり教育委員会と財政サイド、そして私も含めて事前検討が必要だと思いますので、改めて内部検討を経た上でご提示させていただければというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 試算した金額がとてもやないが追いつかないとか、そのうちの3割軽減とかができるとかというのが、もとがわかるとできると思いますので、提示だけをお願いしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 漠然とした数字でしたら4,000万から5,000万というふうに担当の方からは当時聞いていましたので、それを9月議会の前に打ち合わせでは大体これぐらいかかりますよと、全生徒、児童をやった場合はという話はしていましたので。漠然としたのはそんな感じです。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そういうレベルですので、あと今後の子どもの数の推移、それから経年変化、財源が、ふるさと納税を充ててはどうかというそういう検討段階でありますので、もう少し内部で熟していきたいというふうに思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われましたように、ふるさと納税も重要な選択肢であると。コンスタントにふるさと納税の内容を充実させていこうとすると、その金額が常時確保できるのかというのがありますので、そこも工夫が要と思いますし、何%の軽減でいけるというのも試算、ついてくる。とりあえずは、やはり何といても優先課題をどうするかという点で、町長の采配をぜひお願いしたいという思いです。

次に、同和問題の真の解決のために、同和対策事業の公平、公正な後始末をというテーマで質問、幾つかさせてもらいます。

その中は、住宅新築基金の滞納問題ですね。これは、やはり同和対策事業の大きな、また重要な柱、そして自立支援をする、持ち家を支援していくという大きな目的で設置をされた事業であります。ですから、このところで住民との合意や、それから納得、そしていつも言いますが終わりよければ全てよしとなるように、やはり終着駅をきちんと整理するというのが大事だと思うんです。

そこで、新築資金の滞納問題を解決するための現状の課題はどうか、また、どのように今、位置づけているのか。これは私、極めて高度な政治的判断が必要だと思うというのは、滞納を隠して、滞納を置いて、整理は終わらない、また町民の圧倒的な支援というか協力で同和対策事業は進んできたことから見ても、滞納が残ったまま、もう法が切れてから20年近くになりますよね。19年目にあたりますかね。そういう点でも、この課題は大変大事だということに思うんです。

ですから、滞納者への経済的な義務の履行を求めると同時に、やはり同和対策事業の最終の落ちつき方を当人たちに納得をしてもらう、説得をするという立場も両面併せているんだというように思いますが、この点、まずご回答ください。

そして、それはやはり、そのもとは憲法に基づいた社会保障や教育、それから差別の解消などに真に取り組むことができたのかどうか、これを正面から総括することが大変大事だと思いますので、この見解を求めます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 趣旨、おっしゃっていただいたとおりでございます。甲良町の現状は、振り返ってみますと、同和対策事業の法整備がなされまして、甲良町ではそれから5年ぐらいたって、昭和50年前後から本格的な住環境整備が始まったというふうに記憶をしています。

今日的においても行政課題があり、解決へ努力しなければならないことは事実でございます。議員各位から、あるいは監査委員からもご指摘をされ続けてまいりました住宅資金の貸付事業、ご承知のように30年度末の決算数値では、町集金滞納総額が2億8,158万円。新築資金については1億4,570万8,000円、51.8%。これはもう議員からもたびたび、これを何とかというご指摘をいただいてきました。

そして、徴収対策の強化は、このことに関しては命題でございましたので、昨日も議論がありました法的措置を検討しながら、貸付契約、公正証書、きのう人権課長が申したとおりでありますので、回収業務を弁護士に委託をしたところでございます。当時、事業促進を図るということから持ち家制度を推奨し、

制度的融資の側面はありますけれども、資金貸付という原則から基づきまして、今回、弁護士委託という方法で債権回収をいたしましたので、これを続けながらどう対応していくかも今後、行政課題であると思いますので、このスタートについてはご理解をお願いしたいというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、滞納額の回収を視野に入れていくと、幾つかの困難なハードルがありますね。そこで任意売却、それから競売のケースで買い手があらわれなければそもそも成り立ちません。また、売却できても滞納額に満たない場合もあり、貸付金の回収が完了しないおそれも考えられます。

そこで、和解のケースで、一括払いもありますが、さらなる分割。もともと分割で借入れをしているわけですが、分割支払いの道もあり得るのかどうか、その方向も視野に入っているのか、お尋ねしておきます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 いろんなケースが回収の時点で借り受け人、あるいは借り受け人が死亡されている、そして連帯保証人という、そういう範囲での徴収を今お願いしているところでありますので、さまざまなことが発生してくるというふうに思いますので、弁護士さんと担当課、我々も含めて協働で問題対応に当たっていきたいというふうに思います。まずは弁護士さんに委任をしておりますので、直接的には、行政職員は経由という形になるかもしれませんが、まずその点をご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 経由の問題はまた後で質問します。

この事業で約款どおり返済させることがいわれなき偏見や差別の解消に寄与する、新しい偏見や差別がここで生じてしまいます。ここを力説する必要があります。この意義は今も変わらないと思いますが、町長、どのように思われていますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そのことも念頭に置いて対応しなければならないというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この課題では、運動団体にも責任の一端があることを指摘しなければなりません。同和対策事業の展開に当たっては同促、つまり同和対策事業推進協議会として行政とともに解放同盟が加わり、実質的には窓口一本化のもとで、運動団体の言いなりで事業を進めてきた面もありました。保証人の相互もたれ合い、返済能力、資力審査の形骸化など、今日の膨大、深刻な滞納を生んだ素地をつくってしまったと思っています。滞納が生じた当初から、厳正に、

毅然と返済を求める行為の手を抜いてきた背景には、このような行政側のずさんな取り組みがあったからではないか。事業課にも所属をして仕事をしてきた野瀬町長だからこそよくわかるというふうに思いますが、この点、どうでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 主にはハード、いわゆる住環境整備事業、道路を含むそういう地区内の改善ということが重きでありましたが、これは同和対策事業総合対策という、教育であったり福祉であったり、総合行政で推進するという姿勢でありましたので、どちらかというところハード優先みたいな事業の進捗であったことは事実であります。折々反省点はあるかと思うんですが、当時の町の進め方、地域の同促と協議しながら合意のもとで進めるという基本方針でやってまいりましたので、反省すべき点がないかと言われるとそうではないかもしれませんが、折々一生懸命やった結果だというふうに思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 一生懸命やっていない結果が、こういうようにして重篤になってきたんですね。それで、私が当選をさせていただいたその任期の間に、運動団体の役員をやられた方が町長に向かって、つまり山本町長に向かってですけども、保証人のなり合い、両方にするわけですから資力がなくなるのは当然です。ほんでもいいやないかと、2人つけよと。とにかくつけてくれと言われてやったんやと。こんなもん、返せんで当たり前やという発言を委員会ですでにしています。当時は委員会ではありません、予算決算の研究会というやつがありました。その発言を聞きましたので、私は本会議の討論の中でそれを入れました。

そういう点でも、そういう運動団体にかかわった人がそういう発言をしていく、それは実態がそうだったんです。土地の放置、土地の裁判をしているときに、県の資料、ずっと全部コピーをいただきました。運動団体が横車を押したと思われる延長申請などがいっぱい提出されています。そういう点でも、その運動団体のかかわり、だからこそ町が毅然とせなあかんのやというのが総務省の同和対策事業の終結に当たっての行政の主体性の確立が打ち出されたわけですね。その点をやはり甲良町は真摯に学ぶ、そして今、重篤になったこの滞納問題をそういう角度から整理をするというのが大事だと思うんですが、多くの町民の土地の提供、税金という協力に感謝をして、借りたものを返すという当たり前の指導を貫徹することを求めたいと思うんです。

大津や日野町などは、同和対策事業が町民のみんなの協力で終了したというので、完了祭、感謝祭を町民と一緒にやっています。その内容も私は友達から聞いています。そういう点では、そのことを契機にして、町民の融合、合意、そして交流が大きく発展するというもとをつくってきているわけですね。で

すから、そのことをやはりぜひ今回の、法律を適用して裁判という形になりましたけども、そのベースは必ず流れているというように思うんですが、町長の見解を求めます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 個別具体を少しお話しされましたが、反省すべきは反省して、行政の主体性の中で過去の問題点を前に進めるような取り組みにつなげたいと思いますし、後段言われました資金の貸付、あくまで貸付でありますので、回収するというのが行政の基本スタンスでありますので、まずそれに向けて努力したいと思います。

そして、人権課長が申し上げましたが、未着手でありましたが、この資金回収に際して、県、国の助成金制度もありますので、それも積極的に県へ働きかけながら回収に取り組んでまいりたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、これ、行政上の課題、同和対策事業を終結していくという点では、法律が適用されてきた経過もあるし、経済取引の内容を含んでいますが、行政の課題なんですよ。それを弁護士に丸投げ同然というように私は感じるわけですけども、施策の推進に寄与するとはとても考えられないというように思うんですが、この点はどういう見解でしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 業者への委託事務、それから弁護士さんへの委任事務について、丸投げという表現をされますが、行政は主体性を持って、そういう取り組みも含めて総合的に検討しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしたら聞きますが、6件、6人に支払い命令なり、弁護士からの通知なり、法的な手段の始まりだと思えますけども、それをされています。その段階で6人に弁護士からの通知、それから通知の前、通知の後にしろ、町長はその同和対策事業が大事な事業であったということを6人に語っておられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そこまでは語れておりませんが、連帯保証人さん、あるいは連帯保証人さんの相続をされる対象者から相談の業務は受けておりますが、事情を言って、今そういう弁護士さんから聴取をやってもらっているんだというご理解を得るようにお伝えをしているところです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 中には厳しい、対抗の状況になっていますから、平和的にその課題

について話し合う、わかってもらうという、諭していくというやつですね。それができる状態ではないというのは、これは思います。

そこで、稲田弁護士は山田裕康議員に宛てたある書類の中で、「一般的な事柄として法的助言をどのように取り扱うかについては、法的助言を受けた側に委ねられているものです」と。つまり、弁護士が弁護士の思うように、法的な手段に基づいてやるだけであって、ほかの課題、それぞれ言っていますけども、どうこうと判断するものではないというのを回答しているんですね。ですから、弁護士への委託、法律的な委託、ないしは法律的な相談はそういう範囲だという点では、行政課題を一緒に推進するというようにはならないというのは、そこは町長、ご理解いただいていますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 委任事務を法に基づいて粛々とやっていただくというのが弁護士さんの立場であります。その委任者は町でありますので、その基本認識はしっかりやっていきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 委任のものは、これ、同和対策事業という町の重要課題の終結に向けての1つの取り組みですよ。ですから、そのことと法律の執行という点では、ベースをどう考えておられるのか再度お尋ねします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 法的な専門家でありますので、弁護士さんを通じてという手法をとらせていただいているということでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 公正な解決という角度は、もう一つ、滞納者の中に町発注の工事、物品等を受注している業者はいないかどうか、つまり今の6件だけの範囲で言っているではありません。数十軒の業者の中にそういう業者があるのであれば、発注、支払いの段階で差し引くということも十分できることですので、それはどうなのか、現状と課題、お答えください。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在、物品と役務、工事等につきましては指名競争入札、競争入札参加資格名簿というものに登録をしていただいた業者のみが参加をしていただいているという制度をとっております。その登録にあたりましては、各種税の滞納がないこととしておりますけれども、新築資金について、この有効期間が2年あるということでございますので、そのあたりについては現在、基本的にはないと思っておりますけれども、登録期間が2年ということになっておりますので、最終的には現状につきましては、あればというお話でしたら、そちらについてはちょっと確認をとっていきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁、はっきりしてくださいよ。対象にしていけないわけでしょう。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 入札参加登録者については、町内におられる方については税と全ての徴収金の滞納がないという証明を申請書につけてもらっていますので、そういう業者さんはいないということでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今、企画監理課長が入札申請の段階で税と借入金、新築資金は、これも町が立てかえて窓口をしていますので、公的支払いの1つですよ。それが入っていないという答弁と、それから町長は今、対象にしていると。どっちなんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 登録申請制度の登録の内容は2年の期間有効ということで、中間年については、その概念はないみたいなことを言ったんですが、それはそういう制度でやっていますので、その制度の範囲内ではありませんということを今申し上げます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 もしその実例が出てきたら、問題点を指摘したいと思います。

次に、近江鉄道問題についてであります。11月5日、近江鉄道沿線地域活性化再生協議会、法定協議会が発足をしました。存続か廃止か、経営主体が変わるのか注目されていますし、私も初会合の傍聴に寄せていただきました。そこで、甲良町内の利用状況はどのようなものかのご報告をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在、尼子駅、近江鉄道の利用について説明申し上げます。尼子駅の乗降者数につきましては、2018年度は年間で18万897名で、1日当たり495名でございました。また、2017年度は15万1,512名ということで、1日当たり415名。ちょっと上りますけれども、2015年は13万6,000人ということで、1日375名ということで、徐々に利用の人数が増えてきているという状態でございます。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私もちろちろとしか利用していないと思いましたが、ある議員から資料をいただきました。利用者数18万、20万近くになっているんですね。古河ASができてから利用者が彦根駅でおりて、ないしは新幹線を使って来る。本部ですから出張先にするという点では増えているんだと思いますが、やはり高校生が利用しているというのが非常に大きい。尼子駅だけと違っ

て、八日市から彦根へ、それから尼子から八日市、それから日野の方へという、そういう利用者だと思いますが、その点でも大変便利というか大事な駅だと思います。

町長にお尋ねしますが、任意協議会が2年、約数年続けられてきました。ここでの成果や確認事項がこの間の初会合の中でも一端、一部を述べられていましたが、ご報告をお願いいたします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 平成28年度からにおきまして、近江鉄道株式会社より県および沿線の市町にとりまして、鉄道事業の推移と今後の課題についてということで、長期にわたり経営損失が継続しているということと、また、民間だけの経営努力により事業継続が困難というようなお話がございました。

そういった中で、平成29年1月から30年2月にかけて、沿線市町、県、近江鉄道株式会社の3者によって近江鉄道の現状と課題を共有する勉強会を実施させていただいているところでございます。そういった中で、30年度におきましては県と沿線5市5町の部、また担当課長クラスによる検討会を設置いたしまして、このたび行いました法定協議会への移行に向けての準備を進めてまいったところでございます。

そういった中で、主な協議事項といたしましては、近江鉄道の現状分析および鉄道がなくなった場合に想定される影響・問題点と、また代替手段といたしましてバスまたはその他の線路の代替交通手段等を導入した場合のメリット、デメリット、または存続する場合のパターン等についての費用の試算になる根拠資料等を集めまして、このたび法定協議会の方に移らせていただいたというのが経過でございます。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その中で明確な確認事項があったように、この間の法定協議会で近江八幡の市長さんが発言をされていましたが、どのような内容だったんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 基本的な姿勢という考え方だと思いますけれども、関係する市町が近江鉄道を役に立つものとして、今後、沿線自治体と事業者で共有して交通施策をやっていくということで、路線の存続または代替というようなお話を考えるんですけど、基本的には路線を有効活用していくというようなお話で、基本姿勢はとっていると思っております。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ピンポイントで、多分、お尋ねだと思います。ある市長が規約の説

明のときに、それぞれの協議事項については全会一致、出席委員の全員合意でやりましょうという提案に対して、原案はそうではなかったんですが、それが全員一致で確認をされたということでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町長が言われた内容だと思います。沿線の市町の首長が反対していることを法定協議会でゴーと言うわけにはいかんよというのが近江八幡市長の発言だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 はい、そのとおりでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、法定協議会の一員として重要な位置を占めてくる、県全体としては尼子駅の利用者数、ほかのところと比べるとうんと少ないですので、グラフ表を見ても下の方でしたよね。そういう点では重要視されていないと思いますけれども、少数を切り捨てるということではなくて、甲良町の立場を明確にしながら臨んでいくというのが大事だと思いますが、そのスタンスの確立をぜひして臨むべきだと思いますが、見解を求めます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 考え方の、法定協議会のスタートは、多くのメンバー、合計34人だったと思うんですが、構成をされまして、知事も基本は存続みたいな形での協議の形態ですが、「必ずしも存続ありきの議論ではありません」という発言もありましたし、それから後の知事の発言では「鉄道は住民の安全・安心に直結する問題である、それから近江鉄道は120年の歴史がある、それから残すか残さないかも含めて緊張感を持って議論していく」ということでございますので、知事のコメントどおり、私達も沿線町の、私、代表委員でありますので、知事と同じスタンスで臨んでいきたいというふうに思っています。

それから、今年度、数多くの法定協議会が開催される予定でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、あの中で出された資料を見ますと、存続の場合こういうような形態もあり得る、つまり経営形態もあるし、それから上下分離方式というのが出てきましたので、これ、どういう方法なのか説明をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 鉄道には路線と運営する電車がございまして。電車の運営についての部分については会社を設立させていただきまして、そこが運営すると。また、逆に路線については市町村管理とか、そういった上下と、線路と鉄道を運営するケースが同じ会社ではないというのが上下分離という形で運営をさせていただくというのが基本的な姿勢でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。それで、存続するとなるとやはり沿線市町の負担がかかってくるというので、存続の消極性に流れるというのはやはりあり得ることで、警戒をしていく必要があると思うんです。法定協議会に出席をされた県老人会の代表の上野さんとお話しをさせていただきましたが、やはり「私はぜひ残してほしいという立場でこの委員会に臨みたい」というように言っておられました。

三日月知事は、法定協議会の開会挨拶で、「存続ありきではさまざまな角度から検討したことにならないと批判を受ける」と述べて、まずは存廃のハードルを越えることからと提起をされました。しかし、公共の足、とりわけ高校生や交通弱者の移動保証が重要で、何よりも鉄路がなくなれば地域がさびれるスピードが加速します。また、排気ガスを出さずに効率のよい運搬手段だというように思いますが、その点、法定協議会での立場はどちらかということではなくて、やはり町民の足を守る、それから利用者の足を守るという立場で臨んでいく、ここで知恵を出すべきだと思いますが、町長、改めてそういう立場で臨んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 もちろんです。冒頭ご質問いただいて、尼子駅の利用客が年々増えているという実態からしても、公共交通として120年の歴史を持つ鉄道路線というのは大変重要であると考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ存続を求めていく、そして鉄路の存在、存続の立場で協議に臨んでいくことを望んで、次に進みます。

個人情報流出問題の解決のために、これ、特別委員会が設置をされて、調査、解明がなかなか進みませんが、議論が大詰めを迎えています。そこで、町長の果たす役割、この中でどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 これまでの調査委員会でも申し上げてきましたとおり、流出事件に関しましては平成29年7月14日の流出事件、それから今回、30年11月22日の流出事件、いずれも税に関する情報でありまして、税務課で保管されている書類が流出をしているということでございます。町長として責任を痛感しているところであります。また、組織の体をなしているのか、あるいは町長の責任、重大性についての認識が希薄であるということも指摘をされておりまして、私自身、重く受けとめているところでございます。

特別委員会が設置されまして、組織ぐるみで行われている、職員聞き取りがどうであったのか、ピンポイントを特定していないなどについても意見をいた

だいているところでございます。7回開催されました特別委員会において、行政に対する数々の質問をいただき、私を含む答弁者は事実に基づき、偽りなくそれぞれが真剣にお答えさせていただくことには間違いはございません。解決、解明いたしたく警察の捜査もお願いをしてきましたが、被害認定はできない、捜査終了とされ、証拠品の全てが返却をされてまいりました。なすすべなしの心境ではありますが、私の果たすべきこと、戸惑いを感じているところでありますけど、この起こした原因には間違いありませんので、大変申しわけなく思っているところでございます。議員の皆様、町民の皆様には改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題では、発覚時に職員、特に幹部職員への聞き取りに町長がかかわっていないということが明らかになりました。監督指導が及び腰なのではないかというように思われています。それ、何かの原因があるのかどうかも解明が必要ですし、町長みずから分析をして明らかにしていただきたいというように思っていますが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 前回、29年7月の委員会の流出時から、そのときも指摘をされて、セキュリティーポリシーというのを策定しております。セキュリティーポリシーに基づいた庁舎内全員職員調査ということにしたところでございます。その調査記録は私の手元につぶさに報告をいただいております。そして、申し上げていましたように、顧問弁護士も税務課、それから企画監理課全職員の聞き取り調査をやっていたという、そういうスタイルに間違いはなかったというふうに思っているところでございます。

それを前提にして、幹部職員、そして全職員に対して、私は臆することなく、指導できないことは何もありませんし、及び腰になっているわけでもないと思っています。しかし、流出原因、流出者が特定できない歯がゆさは残りますが、もうこれ以上状況が好転をしないということも見えてまいりましたので、もうこれからは地道に、真面目に町民福祉の向上に向かって努力を重ねることしかないかなというふうに思っているところでございます。精進、努力をいたします。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町長もテレビのインタビューを見られたと思いますが、税金の横領犯人はしめしめ感があつた、そして町の脇が甘かったことをインタビューでもうにこやかに語っています。やはりそれを解決する、改善をする、そして町の行政が基本的なところで実務をしっかり行う、管理を行うということをめざして町長は立候補をされ、当選をされたんだというように思います。その点でも

先ほど言われた、臆する用件はないはずなんですよ。

それが、職員一人一人を呼び出す、とりわけ幹部職員を指導監督するのは、聞き取りを課長補佐がしているというのを聞いて、これ、愕然としたんですよ。その点では町長が一人一人を招いてどうだったのかということで事情を聞く、しっかり前を見ながら聞くというのが大事なスタンスです。それでも正直に言ってくれない場合もありますけども、そこでやはり道理を尽くして話をするというのは町長の仕事だと思うんですが、そこ、もう一度反省の点、見直していただきたいと思いますが。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘をいただいていることは事実だと思います。ただ、この間、漫然とやったわけではなくて、たびたびといいますか、必要に応じて町長室へ担当課長を呼んで、その内容もつぶさに聞いておりますし、相談もしていますし、対策も講じてきたつもりでありますし、それぞれ時点時点での協議をしながら、指示もしながらやってきたわけでございます。その間、甘ったるいとか目に映らなかった点については、これは申しわけないと言うしかございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、事の本質は流出書類のもとは税務課で、税務課から企画監理課の情報公開の担当は決まっています。そこを重点に事情を確認して指導するのは町長の仕事ではないのかと思います。

発覚後、すぐさま記者会見がされました。その姿を見ますと、解明に努力をするという姿勢をありありと私は感じたんです。ところが、中身から見たらそうでなかった点では非常に残念でなりませんが、その点、反省することがあるんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 結果が出ていない点については、これはもう申し開きができないということは、そのことでございます。ただ、行政内部としては折々ベストを尽くしてきたつもりであります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは委員会としても特定ができる状態ではないまま終結をしなければなりませんので残念ですけども、この点、ぜひ改善が求められていると思います。

次に、ごみ処理の広域化計画ですね。彦根愛知犬上広域組合における可燃ごみの処理施設建設地が西清崎町に選定されたことで、新しい局面に入ったと思います。しかし、甲良町においては課題が解決したわけではありません。

1 つに、ごみの減量化計画の策定が、これは基本計画を見ましても後回しに

なっているのではないかと思わずにいられますが、どうなっているか現状、ご報告をお願いします。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まず、1市4町の枠組みで、一般廃棄物基本計画におきまして平成18年から32年の減量目標を設定しておりまして、次年度計画の策定を、また見直しを予定しております。また、毎年循環型社会形成推進地域計画を策定しまして数値目標を出しておりますけれども、甲良町としましては、現在は適正なごみの出し方とか分別の徹底、エコバッグの持参等の対策を行っているぐらいで、積極的な減量対策の取り組みには至っていないということを感じておりますので、必要性は十分認識しております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 広域組合の担当者から、彦根市は減量化計画の策定がされているけれども、4町はしていないということを聞いたんですが、甲良町もそれに当てはまるんですか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 基本、1市4町の枠組みの中で、各市町がまず減量数値を積算しまして、それを1市4町という形で乗せておりますので、基礎ベースとしては算出しております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、国がプラスチック容器を燃焼させるよう要請したことを知ってがっかりしたんです。資料をいただきました、5月20日付で出されていますが、まずこの内容、減量に歯どめがかかっちゃうという内容だと思いますが、これ、説明をお願いできますか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 こちらの文章の方は、廃プラスチック類に係る処理の円滑化についての通知が環境省の環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課長ならびに廃棄物規制課長の方から出されているものでございます。国内での廃プラスチック類の停留が解消されない状況にあるということで、ごみ焼却施設または廃プラスチック類の再生施設を保有する市町においては、今般の状況に鑑みて、当該施設において緊急避難措置として必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れて処理することを積極的に検討されたいというような文書が来ております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、広域化計画の基本計画の中に、廃プラを燃やして熱燃料とするというのができた背景があると見ていいんですかね。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まだこれは検討段階で、現在彦根市の方では廃プラスチックに関しては焼却しております。4町の方は今リサイクルに回しておりますので、今後、こういったことは検討課題となっております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、分別の徹底、資源化ごみの回収、生ごみの堆肥化など、地球環境の温暖化防止の大義のもとで住民参加を促す方向、この策定も大事ではないかと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 当然、リサイクルの推進ということは目標に、住民意識を高めて、住民協働で行っていかないとこの課題は解決しないというふうに思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、広域化の推進のものはやはり国の100トン焼却、そして連続運転、これが補助の基準になっている、これが大きな足かせになっていると思いますが、しかし、町民が身近にごみ問題や環境問題、ここを話し合って、上勝町のように。小さな町です、しかし甲良町も4つか5つに分割をすれば上勝町の基準になってくるというように思うんですが、その点では広域化の持つデメリットがこの中でうんと広がってしまっているというように思いますが、このごみ問題を身近に解決していく、一緒に解決をしていくというのが、行政とともに解決していくというのが遠ざかるところだと思いますが、そこは解消する必要を感じていますが、どうでしょうか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 あくまでも甲良町独自でもごみの減量化やリサイクルの推進というのは当然、併せてやっていくべきだというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、用地買収を含めて試算が出されています。施設建設費約200億円、そして補助が国からあります。施設以外の費用、これが橋を2つかけることになります。そして、搬入路をつくることになります。これが約40億円と見積られています。この負担は国の援助を差し引いても膨大な金額になりますし、彦根市の負担が102億円、それから甲良町の負担が11億7,000万円と試算がされていますが、この点から見ても、財政負担から見ても広域化計画が根本から見直されるというのが大事だと思いますが、見解をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 現時点では1市4町の広域行政組合という枠組みで新たな建設候補地も内定をして作業を進めておりますが、基本はこの行政組合ということで

動いていくと思います。

その中で、組合議会でも西澤さんに議論いただきまして、資料提出がされております。1市4町で協働する場合と4町で処理する場合の試算、検討資料でございますが、甲良町の負担に置きかえますと、1市4町で行う場合には1.7億円、建設事業費であります。それから4町の場合には3.5億円という試算がされておりますので、いずれにしても大きいのはというご説明は常々されておりますが、広域処理以外では国の補助金が出ないということもありまして、この数値になっておりますので、コストパフォーマンスから比較検討資料を見ても1市4町の枠組みはこのまま続けるという方向でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、4町の負担を合計しますと、ざっと50億円ですよ、この大型、広域化になる点。国の補助金を引いても4町の負担はざっと50億円です。50億円を抛出する。そうなりますと、独自で運営をできるという方向も十分考えられるかと。それは、大前提はごみの今の量をそのままの状態を出し続けることで今の金額が弾き出されています。減量化すれば、うんともっと小さな施設で十分いけるという内容ですから、このことも含めて財政の負担の割合の検討をしていただく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議員のご意見でありますし、それから議員は組合議員でもございますので、まずその点、甲良町議会でも、それから組合議会でもご発言されておりますが、もう中身は十分ご存じの上で、1市4町ということには異論はない運営形態でございますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、今後、稼働が10年後、そして環境アセスで、それから地質調査を入れますと約4年かけて正式決定にされていく、というプロセスがあります。

それで、町独自の生ごみ処理の制度化をして、減量化課題を正面に据えた住民参加のごみ行政の転換、その中で4町の枠組みというのが見えてくるというように思います。見解を求めます。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 生ごみ処理に関しましては、1市4町の枠組みということで考えていくことを基本ということにはしておりますけれども、甲良町独自でも生ごみ処理の対策に関しましては、例えば公共施設計画等の中でリサイクル拠点整備なんかも求めて検討していきたいというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員　ひところ、北川町長のときに、議員時代も含めてコンポスト、それから生ごみ処理機の補助制度をして普及をされていきました。けども形に見えるごみの減量という、なかなか成果にはなりませんでした。ですから、今後知恵を出し合って解決に向けて進んでいくというのが大事かと思えますし、それこそやはりいろんな資料を見ますと生ごみ、それから燃えるごみ以外のものがいっぱい入っているというのが写真つきで出されていますけども、住民のルールの問題、道徳の問題も含めてきます。その点では町民同士が啓発をし合うという関係が必要だと思えますので、その点でも小さな単位で動くことができるというのが何よりも私は重宝だというように思っていますので、今後よろしくをお願いします。

ある町民の方が、「特別なことをしてもらわなくてもいい、当たり前のささやかな暮らしがしたい、困ったときに頼りになる町であってほしい、職員であってほしい」と言われたことがとても印象に残っています。にぎやかなイベントや行事よりも、毎日の暮らしを、人の営みを、子どもたちの健やかな成長を支える町政と職員集団であってほしいと願わずにはいられません。私はこの間、提案や指摘をしたことが少しずつ実っていくよう、これからも小さな力ではありますが、働きかけ、発信していきたいと思っています。

以上で質問を終わらせていただきます。4年間の皆さんのお付き合い、そして誠実な回答、またあきれる回答も中にはありましたけれども、誠実に向き合っていたくださりましてありがとうございました。

○丸山議長　西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、5分間、トイレ休憩にします。

(午前10時15分　休憩)

(午前10時22分　再開)

○丸山議長　続いて、山田裕康議員の一般質問を許します。

先に、企画監理課長。

○村岸企画監理課長　すいません、申しわけございません。昨日、議案第48号におきまして、西澤議員の方から定住自立圏に関する経費についてのご質問がございまして、分野につきましては8分野を現在甲良町で取り組んでおります。そちらの方につきましては、市町の負担額といたしましては1億1,857万9,000円を負担させていただいております、そちらの方の費用に対しまして交付税で1,500万円が満額上限ということで交付を受けているところでございます。そういった状況でございますので、ご報告させていただきます。どうも失礼します。

○丸山議長　以上やね。

それでは、次に4番　山田裕康議員の一般質問を許します。

4 番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4 番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。4 年間の最後の質問ですので、よろしくお願いしたいと思いますし、何か朝の運勢ではいらいらしないようにと言われたので、ちょっといらいらしないような、的確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、まず 1 の消火栓について問うということでお聞きします。

①と②、③、④と一遍に聞かせてもらいます。まず、①の町内の消火栓は幾つあるか。②の集落別に消火栓は幾つあるのか。③の町内にホースの格納庫は幾つあるのか。④集落別にホース格納庫が幾つあるのかお聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 それでは、順次お答えさせていただきます。

町内の消火栓の数ですが、全体で 3 9 3 基です。続きまして、集落別に消火栓は幾つあるのかですが、申し上げます。在士 1 4 基、下之郷 3 0 基、尼子 5 7 基、呉竹 6 1 基、小川原 2 4 基、北落 2 2 基、金屋 1 5 基、正楽寺 1 0 基、池寺 2 5 基、長寺東 1 0 基、長寺西 9 2 基、法養寺 9 基、横関 2 4 基です。続きまして、町内にホースの格納庫は幾つあるのかですが、全部で 2 8 0 個です。次に、集落別にホースの格納庫は幾つあるのかですが、順次申し上げます。在士 7 個、下之郷 2 6 個、尼子 3 6 個、呉竹 6 0 個、小川原 1 4 個、北落 1 1 個、金屋 1 6 個、正楽寺 8 個、池寺 1 7 個、長寺東 1 1 個、長寺西 5 0 個、法養寺 1 1 個、横関 1 3 個。

以上です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

次に、⑤の質問ですが、消火栓は町内の全戸に全て対応できているのかお聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 まず、消防水利の基準の方を申し上げますと、消防水利につきましては当該地域内の防火の対象物、建物ですが、建物から 1 4 0 メートル以下の距離に設けなければならないというふうに決まっております。消防水利につきましては、今申し上げました消火栓、そして私設であります但其の私設の消火栓、そして防火水槽、あるいはプール。あとは河川、池、海、湖、井戸、あと下水道などが消防水利ということになりますが、消防水利の基準でいきますと、消防水利は消火栓のみに偏らないようにというようなことも決まっておりますが、町内には先ほど申し上げました自然水利をはじめ、防火水槽 1 0 7 基、そして消火栓 3 9 3 基がありまして、消防水利としましては町内を充足しているものというふうには考えております。

ただし、新たに住宅等ができましたら、そちらの方はまた判断をしまして新設の方を考えていきたいというふうには考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 何か質問と違うことをしゃべってくれているんやけど、今、新しい住宅が建ってるさかいに、これ、全部対応できているのかどうかというのを聞いたかったんですけどね。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今のところ、私どもの思っております充足しているという回答をさせてもらいました。ただし、新たなお家の方ができているというところにつきましては、そこは調査させてもらった上での、先ほど申し上げました140メートル以内ということが決まっておりますので、それで必要ということになればつけさせていただくということにさせていただきたいというふうに思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 じゃ、今新しく建っている家とか、全部対応できているということではよろしいんですか。農家の小屋とかああいうところまで全部対応できているという形でよろしいですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 正直言いまして、新しいお家とかというところまでは把握ができておりませんので、確実についているということはちょっと申し上げられません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 質問を出しているんだから、何で調べないんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 すいません、そこまで、新しいところまでのところは調べられていません。正直言いまして、そこまでのことはちょっと考えていませんでした。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 こういうふうに「全て対応できているのか」と書いてあるやん。何で調べんと、こんな答えが出るの、今日。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今の答えとしましては、新しいところをまた調べさせていただいての答えとさせていただきたいというふうに思います。

○丸山議長 参事、いつも自分は議運でも言うてるけど、これ聞くからという、代表で町長も言うてくれたけど、やっぱりわからんところはすり合わせをせなあかん。簡単に済む質問なんやけどな、こんだけなりますやろ。すり合わせは

やっぱりしとかへんと。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 議長が言うてくれてあれなんですけど、はっきり言って、新しい家が建ってきて、これからこういうことも起こってきたら、やっぱり対応するのがあれなんやけど、これ、質問を出してからもう何週間たつ。それぐらいのこと、やってくださいよ。今日はいらいらしないようにしたいんですけどね。そしたらこれ、いつ把握するんですか、お聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 いつというのはできませんけども、近いうちには調べさせていただいてということにさせていただきたいと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いや、議会の最終日までに調べると、そういう答えは出んのか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 わかりました、そしたら最終日までにはお調べさせていただきまして、回答の方をさせていただきたいというふうに思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 必ずしてください。

次に行きます。⑥の質問なんですけど、ホースの格納庫の消火栓の器具の点検はどのようにしているのかお聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 現在ですけども、ホース格納庫、消火栓、あるいは器具の点検につきましては、字の方に自警団がありますので、そちらの方にお任せしているという現状でございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それに対して行政は、どこの集落がいつやったとかそういう把握はどういうふうにされているんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 お願いをしているということでございますので、行政の方としましては把握はしておりません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これもやっぱり行政は把握せなあかんと思うねんけど、その点、今聞かせてもらったんですけど、これから把握というのはやっていこうと思いますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 字の方で点検周期等がいろいろございます。ただ、うちの方としましてもお願いしている中で定期点検の方を周知させていただいています

ので、その機会がありましたら確認の方はさせていただきたいというふうに思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 行政としては把握の方をされていないというのはおかしいことなので、ちょっと考えていただきたいと思います。

次に行きます。⑦の質問に入りますが、消火栓器具のホースなどの耐用年数は何年と考えているのかお聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 行政としましては10年というふうに考えてございます。消防法につきましては、設置から10年を経過したものにつきましては耐圧性能点検というものがございまして、そちらの方が義務づけられております。また、10年以降につきましては3年ごとに、先ほど申し上げました耐圧性能点検がございしますので、甲良町としては10年というふうに考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 このことも、やっぱり耐用年数を10年と考えているのであれば、各集落のホースは何年使っているかとかというような把握はどうされていますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 ホースにつきまして、使用状況もありますので、それによっては年数が変わってございますので、そちらにつきましては各字の方で管理の方をお願いしている次第でございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、もう行政は一切把握をしていないということですね。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 はい、把握はしておりません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと私も調べさせてもらったんですね。ホース、54年たっているとか、44年、39年、48年というのがあるんですけど、私が情報を仕入れた中で。総務課参事も知っていると思うんですけどね。これだけたっているのがあるんですけど、こういうような更新とかもしていかなあかと、行政はどういうように指導しているんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 行政の指導ということなんですけども、こっちは把握できていませんけども、まず町の方で今、自警団の団長会議等の場所がありますので、そちらの方については定期点検ということで各集落の方で点検いただくという

話になってございますので、そちらの方で把握いただきたいというふうには考えて、指導させていただいています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この⑧、⑨を聞こうと思ったんですけど、このことに対しては全然できていないというのが現状というように今の答えを聞いているんですけど、じゃ、⑨でも行政の指導という形ですけど、そういう形でありますし、このことに対して、町の方ではどのような補助があるんですか。ちょっとそれだけお聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 町の方としましては、先ほどから申し上げます消火栓ボックス、格納庫等につきましては甲良町の消防防災の施設等整備事業補助金というのがございます。そちらの方につきましては補助率3分の1と上限20万というような補助金になってございますので、そちらをご利用いただいた上で活用をしていただくというようなことになっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。この補助金の申請というのはどのぐらいありますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今年度で申し上げますと、3字の方からございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ⑩の質問に入ろうと思っているんですけど、近年、空き家が多くなっておりますので、集落の管理がこれからやっぱり難しくなってくるんじゃないかということを考えているんですけど、やはりこれから消火栓の整備をしていくのに、どのように考えているかということだけお答えください。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今申し上げましたように、消火栓の数はあります。ただ、先ほどから言ってくださいますように、新設、新しい住宅等ができましたら、そちらの方が新設が必要というようなことの要望等もありましたら、新しくそちらの方には設置をしていきたいというふうには考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 行政でなかなか把握はできていないということなので、火事はやっぱり初期消火が重要になってきますので、いざというときに使えないということはいけませんので、点検・整備をしっかりとさせていただきよう、行政の指導の方をしていっていただきたいと思いますし、行政の方も先ほどから聞いていますと把握はしていないことですので、やはりそういう把握もしっかりとしないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。それに

対して、何か言うことがあれば。課長、町長、あれば。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今、担当の方がお答えさせてもらいましたが、直近では消火栓ボックスの中の鉄の部分が盗難に遭ったということがちょっとありましたので、それを町として、町が持ってくれないかというような区長さんの意見がありましたので、全区長さんにボックスの中身を点検してもらって、いったん立てかえてくださいと、緊急性があるので。それについては議会と相談しながら補正予算を組ませてもらって対応させてもらうというようなことも直近ではしていますので、その中に何が足りないかというのは資料としては担当がいただいています。

従来ですと、自警団の団長会を消防団主催でさせてもらいまして、そこで団長の方から、自警団長に点検をお願いしたりしておりますし、また区長会の方でも今言うた補助金の説明をしていますので、点検していただいて、不備があったら申請してくださいということで区長さんの方には周知をさせてもらっているところであります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。これからも指導をよろしくお願いします。

次に、2の働き方改革について問うということに入ります。

①の質問ですが、残業時間は全体で昨年に比べて10月末時点で何時間少なくなっているのかお聞きします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、全体ですが、昨年の4月から10月までが6,371.15時間に対しまして、今年度は4月から10月までで5,340.14時間で、1,031.01時間マイナスになっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、②の質問なんですけど、各課において、昨年に比べて10月末時点で何時間少なくなっているのかということで、全体的なことを言ってもらったんですけど、この中で一番少なくなっているとか、そんなところがあればちょっとこの辺だけでも教えていただきたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 19部署ありまして、それで8部署が増えて11部署が減っています。一番多く減っていますのが総務課で527.87時間減っています。続いて保健福祉課で474.93時間減っています。逆に増えている方ですが、増えている方の一番多いのが子育て支援センターで213.54時間。次に、人権課で213.1時間増えています。これ、主なところですよ。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、③の質問に行きますが、有給休暇においては全体において10月末時点では何%の達成になっているのかお聞きします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 有休については、年初め、1月から10月で、今のところ20.7%の取得です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これはもう決まった、国で決められているので、3月末までにやっぱり全員が取得できるということによろしいですね。

○丸山議長 聞き取れなかったか。
総務課長。

○中川総務課長 考え方が、1月から12月ということですので、今、10月時点でこれなので、1日単位で有休をとられていない職員は何人かはいます。時間休でとられている職員がいますので、皆さん、とられているのはとられていますが、平均が20.7%ということです。これ、3月議会でも言わせてもらいましたが、甲良町役場の職員さんは有給休暇の消化率が県下でもトップクラスなので、この件については県の方からも褒められていますので、当然、総務課の方も奨励はしていますので、また改めて奨励はさせていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、④の質問に入ります。残業時間が昨年から多くなっている課はあるのかということで、先ほど言っていたきましたので、その中でもやっぱり多くなっている課の原因はわかっているんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、子育て支援センターの方ですが、子育て支援センターの方がこの4月から強化するというので、新しい部署みたいなイメージで人も増員していますし、まず実態把握で夜も仕事をしていますので、当然増えています。人権課の方につきましては、4月から6月のときにちょっと引き継ぎ関係で書類の不備があったということを聞いていますので、まずその書類整理をしないと今やっているような活動ができないということで、4月から6月につきましては、前課長の時ですが、職務命令を発して、これだけの時間になっていましたということです。新課長になったのが7月、7月からについては当然うちも規則で4月以降、決めていますので、それは順守するということなので、新課長の方には効率よく仕事を命令するということを示していますというので、今は減っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 人権課も減っているということなんですけど、12月には1人

減らされたということになっているような気がしてならないんですけど、そういうのはやっぱりきちんと増えている課に対してのアドバイスというか対処をしっかりとしていけないといけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

また次の質問なんですけど、去年は総務課に在席しておられて、月に100時間以上の残業をされている人がいたということで、去年、質問させていただいておりました。その点で、全体と個人の比較で、全体では減っているということなんですけど、個人ではどのような形で、減っているのであれば言っていたきたいです。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 去年に総務課で100時間を出た職員と同じ業務をしている職員につきましては、減っております。去年の同じ業務をしていた職員、4月から6月の平均がおよそ71時間でしたが、今年度、その代替職員として同じ業務をしたのが4月から6月でひと月およそ50時間の時間外であります。業務的にも、引き継いでも若干残業時間は減っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 全体的に減っているんですけど、総務課、個人で増えているというのはいないということですね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的に総務課は事務職員は、運転手さんは別として、全員減っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 減っているということで、いいんですが。

次、⑥の質問に入りたいと思いますが、総務課でまた長期休暇に入っているという人がいると聞いていますんですけどね。この人はやっぱり、残業の方が増えたんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと番号を間違えまして、今、報告したとおりであります。が、昨年同じ業務をしていた職員が4月から6月までで71時間でした。今、ちょっと休暇に入っておる職員がそれを引き継いだんですが、そのときの同じ時期で4月から6月で比べると50時間ということで、昨年の担当者よりは20時間ほど平均で減っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 減っているということなんですけど、対処の方はしていただいているということでいいんですけど、やっぱり働き方改革というのはすぐに対応というのがちょっと難しいと私は思っています。いろんなハードルを越えなければならないのはあると思うんですね。やはりこの点を越えていただいて、

しっかりとやっていただきたいと思います。

また、余談ですが、よくコンプライアンス違反という言葉が使われるようになったときに、よく私も言っていたんですけど、コンプライアンスに上がるということで、仕事をしなければコンプライアンス違反をしないということになっているということで、何か今、甲良町においてはいろんなことが起きていますので、何か今の甲良町を見ていると、仕事をしなければコンプライアンス違反に上がらないので仕事をしないというようなことが多々あるように私は思っているんですけどね。やっぱりこのコンプライアンスというのは、仕事をしなければいけないという任務はやっぱり全体にあると思います。このことを、仕事をするということをしなければならない、こんなことではいけないと思いますので、コンプライアンスというのは、仕事をしないというのがコンプライアンス違反という形で、よく私は、前の職場にいてたときは言っていたんですけどね。やはりそういうふうにしかりとした指導をして、コンプライアンス違反を起こさない、しかりとした仕事ができる、そういう人材を育ててほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員から意見をいただきました。私もそのように思います。

4月から規則が改正されたので、明文化されたので、守るようにと。まず、意識改革から始めました。残業を命ずるのは課長やと、やっとなる職員じゃないと。課長の意識を変えてもらうということで、実は10月まで定例課長会で毎月この問題は提起しています。実際の数字も出していますし、考え方も示しています。仕事に対しても必要な仕事をしろと。必要な、今言われた、ここは仕事をするところで、みんな勤務されていますので、仕事をして、無駄を省いて効率よくやってくれと。町民に対しては、業務を望んでいるので、Aさん個人に仕事をさせず、健康面でもその業務が遂行できるように、例えば人を入れかえて効率よく仕事をしてくださいということでやっています。

8月に課長会でみずからノー残業デーを実施しようということで、課長みずからが水、金を自主的に決めていただきました、自主的に決めたので自主的に守ってくださいということで、それを徹底しております。8月には夏季休暇を集中してとらせていますので、うちは国よりよい2日間、夏季休暇を与えていますので、当然夏季休暇で休むんでしたら残業するなということで、町長の方が8月にはノー残業月間ということで指示をしました。

そうすると、数字的な結果ですが、4月に全体で1,211時間あったのが、ちょっとしたそういう意識改革で全体が416時間に、3分の1に急激に減った、数字的にはということも出ましたので、職員の意識改革である程度のことは抑制できるので、そこで浮いた費用なりは町民の福祉の事業の方に還元する

ように考えようというような指示はしております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。やはり大変な働き方改革ということで、これからしていかなければならないということで、しっかりと指導の方を行っていただきたいと思います。

次に、3、公文書の重要性について問うということで入らせてもらいます。まず、①の質問ですが、行政において公文書と名前がつくものは何があるのか、名前と種類でお聞きします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町の公文書管理の手引から整理させていただきました。公文書というのは法規文書、条例、規則などです。公示文書、告示、公告、議案書および専決処分書、これは議案などの専決処分に使う書類であります。令達文書、これは指令とか通達、命令系です。訴訟に使う訴訟文書、契約文書。一般文書、これは照会なり協議等に使う文書でありまして、その他の文書としては賞状、感謝状、証明書などであります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今言われたことはやっぱり年間の数にしたら相当な量になりますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 文書は相当な、すごい量になります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次、②の質問に入りますが、町民に対して送られる公文書は何があるのかお聞きします。名前と種類でお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 町民に対して送付する文書については令達文書、指令なり訴訟文書、契約文書、一般文書、照会、協議などであります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 多い人で年間どのぐらいになるかというのはちょっとわかりません。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 多い人というと、相手さんで多い人ということですか。基本的には税金の通知なり、そういう定例的に送る文書で何人かは行きますし、個別のやりとりをするときはそういう人になりますし、年間どれぐらいというのはちょっと今資料を持ち合わせていませんので、控えさせていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

次に、③の質問なんですけど、町民に対して送られる町長名で出される公文書は何があるのかお聞きします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 地方公共団体の代表が町長なので、基本的には町長名で送らせてもらいます。ただ、庶務規則で専決処分なりできる文書でも町長名で送る場合もありますし、課長名で送る文書もあります。一般的には令達文書、訴訟文書、契約文書、一般文書などがあります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長名の方がやっぱり課の名前等を出すよりは圧倒的に町長名が多いということですね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 町長部局については基本は町長名です。下に担当課なりを表記しますが、軽微な文書なりはその課長名で送る場合があります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長名で送られて、大半が町長名ということで、わかりました。

それでは、④の質問に入りたいんですけど、町長名がほとんどやという中においても、最も重要なものをちょっと聞きたいと思ったんですけど、ほとんど町長名ということで、町長名で出されている中でも重要な文書というのはあるんですかね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 重要の定義がどうかということですが、基本的には行政から町長名で出ているということは、一応、町の業務としての通知なり、町の印紙なりの文書というふうに理解をしております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長名で出されているということは、町長も全部目を通して出されているということによろしいんですね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほども言いましたが、甲良町には庶務規則というのがあります。基本的には町長の決裁を受けて町長名で出しますが、安易な文書については課長決裁で町長名で出す文書もあります。課長決裁で課長名で出す文書もあります。ただ、今言われたとおり、重要ということでは言わせてもらったら、当然課長名なり課長決裁というのは安易な文章というふうに庶務規則では決まっていますので、一般的には町長の決裁を受けて出しております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、まだ時間も大分あるな。

⑤の質問へちょっと入らせてもらおうと思うんですけど、町長名で出された

公文書、先ほどから言われていますけど、これはやはり実行しなければならないと私は思うんですけどね。そのことに対して実行はしているのでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 基本的に実行するのが当たり前であります。それが一般的な答弁でございます。そこであえて質問いただいているということには背景があると思いますので、具体は⑥の項で答弁させていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今のちょっと、おかしいよね。実行するのが当然だということを言われております。実行するということと言われているんですけど、必ずこれは実行する、しない。100%する、100%しない、2つに1つ、どちらですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今回の事案は……。

○山田裕康議員 ちょっと待ってください。

○野瀬町長 訂正をしたものがあります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 何ですかそれ、今回の事案とかそういうのは。私、何か言いましたか。質問で。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 いえ、今聞いている最中です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 何ですかそれ。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 重要なことでありますので、全議員さんにもお聞きをいただきたい事案でございます。

○山田裕康議員 いや、ちょっと待ってください。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 何ですかそれは。言っていいことと悪いことがあるんや。何で全議員に聞かせるとか。これは、このことに対して私は質問しているんです、ここは議場ですよ。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それでは、質問のとおりにお答えさせていただきます。

○山田裕康議員 俺に言うて。これは個人的にしゃべってください。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いい加減にしてくださいよ、あなたは。

じゃ、総務課長にお聞きします。総務課で出された公文書は実行するのか、

しないのか、どちらですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 実行する、しないというか、その書面の内容にもよりますが、当然、町的意思決定で決まったことを文書にして外に出していますので、その約束は守るのが当然とは思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 企画監理課長にお聞きします。企画監理課で出された公文書は実行するのか、しないのか、どちらですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 意思決定をされたものについては実行する意味で公文書をつくっておりますので、実行するものだと思っています。ただし、修正等もある場合もあると思いますけど、やはり公文書で修正は行うものだと思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 税務課長にお聞きします。税務課で出された公文書は実行しなければならないのか、しなくていいのか、お聞きします。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 町意思表示として出しておりますので、実行するという前提で出しておりますので、そのとおりだと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 住民課長にお聞きしますが、住民課で出された公文書は実行するのか、しないのか、どちらですか。

○丸山議長 これは、裕康議員、担当課長全員に聞くことですか。

○山田裕康議員 はい。教えてください。

○丸山議長 それやったら順次、担当課長、よろしくお願いします。まず、こちら。

住民課長。

○小林住民課長 住民課の方では資格認定とか支給とか証明書の関係が多いのでございますが、全て実行いたします。

○丸山議長 続いて、こちら。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保健福祉課の方でも、町的意思決定に基づいて出したものですので、実行いたします。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 人権課も当然実行することを前提に文書をつくりますので、実行します。

○丸山議長 建設水道課長から。

○北坂建設水道課長 建設水道課におきましても、同じく町的意思決定ということで実行することが当然だと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 公文書については実行すると。その中にはできるもの、できないものはしっかり明記をしているというふうに思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会につきましては、教育長部局になります。もちろん町長名で出す文書もありますが、教育長名で出す文書もあります。これについても実行をしていくものだと考えております。

○丸山議長 これ教育長やから教育委員会は1つやで、よろしいよね。
会計管理者。

○宮川会計管理者 会計室の方にいたしましても、町的意思決定ということで実行させていただきます。

○丸山議長 以上です。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 課長、全部、実行しなければならない、公文書を出した以上は。
次の質問にも入らせてもらうんですけど、やはり出された公文書はそれに対して責任を持って行うのが当然やということを聞かせてもらえたんですけど、それに対して行っていくのかどうかというのをお聞きします。もう町長なしで、課長全部でよろしいです。

○丸山議長 課長全員に。

○山田裕康議員 はい。町長は答えないと思いますので。

○丸山議長 ほな、総務課長から……。

(発言する者あり)

○山田裕康議員 答えれんのやろ。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 全課長、申し上げましたとおり、実行するのが行政の基本スタンスであります。

○丸山議長 順番に。

○山田裕康議員 聞いていって。

○丸山議長 いや、もう町長が答えたら。

○山田裕康議員 それで、課長も全員でよかったら、実行するということをはっきりと明言してほしいんやけどね。

○丸山議長 町長の今言うたことに明言……。だったら、順次。
そうしたら、総務課長。

○中川総務課長 いや、今、町長が答える前にも、基本的な各課長の考え方は言いましたし、町の代表の町長が回答されていますので、下位が答えることはないと思います。

○丸山議長 わかりました。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 全員聞こうと思ったけど、総務課長が全体を代表して答えてくれたということで、全課長が、違う意見があれば言っていたらいいんですけど。

やはり公文書というのは、よくこれは聞かれた、聞いたことなんですけど、守らなければならない。それをもし行政の方が守っていないとなりますと、税務課なり督促、このとき、前に送られていたものなんですけど、税務課においても未納金の納付ということで送っている中でも、やはり町長名ということで、これを行政が守らなければ、町民も守らなくていいのか。町長名で出していて、町長が守らなければならないものを守らなかったら、町民も守らなくていいのかということを小耳に挟みまして、ちょっとお聞きしているんですけど。やはりきっちりと守っていただきたいのは本筋であります。やはり守らないとかということとは絶対にいけません。

野瀬町長がやっぱり、町民に対してもうそをついたんですね。議員に対してもうそをついているということが私の方に、議員をやっているということで、こんなことをして、町長としてはやっぱり職員の指導ができるのか。公文書を出した以上、責任を持って課長がする、当然の仕事をしなければならないという指導ができるのかというのを、はっきりと言わせてもらっておきます。それと、やっぱり町のトップですので、しっかりと課長を指導する立場であれば、町長がやっぱりしっかりと仕事をしなだらいけないと私は思っていますので、やっぱり責任を持ってしっかりと町長の仕事をしていただきたいと思います。

これがやっぱり、よく聞いたりするんですけど、職員、議員でもですけど、きのう言うてることが今日には変わったり、町長はよくされていたというのを私は思っているんですけどね。やっぱりそんなことをされたら、町長、町民は誰を信じていいのかというのを言われていました。やっぱりしっかりと仕事をして、こんなことをやられていてはやっぱり町民は嫌になっていくのは当然だと思います。町民の方もこのように嫌気が差して町から出ていくのはやっぱり当然なことだと思いますし、やっぱり町長は仕事から逃げないでください。はっきりと言います。自分の仕事、しっかりとやってください。何で逃げるのかということもありますし、やっぱり町民の方を見てしっかりと仕事をしていただきたい。このことをやっぱりしっかりと受けとめてやっていただきたいと私

は思っております。ですから、先ほど答えをいただきましたとおり、実行してください。

以上、これで私の一般質問を終わります。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 山田裕康議員はある事例を背景にして言うてるはずでしょう。質問する限りは、ある事例の、個人名があったり、それから個人情報に関係することがあるけども、それはのけて、こういう事例があったからそういう質問をしていきたいというふうに言ってもらわないと、議場で共通の認識になりませんので。再度、それも隠すというのであればいいですけど、そのことを思いました。

○丸山議長 4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 あまり、やっぱりこのことは言いたくないんですけど、今、町長名で町民に対して公文書で約束をしたことが出されたということを聞きました。それに対して、町長は守らずに、これまでのことはなしやったということだけを言われただけで、何の説明もなしに、しっかりとした説明の義務もあるのにしないということを聞いたんですけどね。そういうようなことをやっぱり町長みずからがしてどうするかということでこの質問をさせていただきました。このことに対しては、もう……。

(発言する者あり)

○山田裕康議員 いいです、もう、この話。あまり言いたくないんです。

(発言する者あり)

○丸山議長 最後に、町長。

○野瀬町長 質問の範囲でありますので、私の事例が背景になっていると思うんですが、コンプライアンス違反をしないように、あるいはコンプライアンス遵守は不祥事の中で私が職員に徹底してまいりました。しかしながら、私が法令順守を侵しそうな事案が出てまいりまして、それを訂正したのが公文書履行ができていないというご指摘であります。したがって、私はコンプライアンス遵守ということで、いったん公文書を出したやつは履行できない旨、申し上げているところでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 続きの一般質問になったんですけど、今、言われたとおりなんですけど、それに対してどういう手だてをしたかということがまだ問題になっているんですけどね。このことに対して、もうあれなんですけど、どこまで言っているのかというのがちょっと難しいんですけどね。やっぱりそのことに対して、今、言われたのでしたらしっかりと説明しなければなりませんし、それに対して出されたことに対してはしっかりと吟味し、何回でもかかって話をし

て、いろんな今言うてる法令遵守といいますけど、弁護士さんにも相談されたというのも聞いていますし。そういうようなことに対してやっぱりときっちりと説明なしにするのは、私はいかななものかなと思ったもので言ってるんです。やはりこういう大事なことはしっかりと町民と向き合って話をしているっていただかなければいけないと私は思っています。それを、話し合いもせずにそういうふうになっているということを聞きましたので、ちょっと今日は言わせてもらいました。やっぱり町民を向いて仕事をしてください。それだけは言っておきます。何事も逃げないでください。これだけです。

以上です。

○丸山議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、15分間休憩します。

○岡田議員 議長、すいません、ちょっとだけ。

○丸山議長 何。

○岡田議員 休憩に入る前に1つ確認しておきたいことが。

○丸山議長 どうぞ。

○岡田議員 この通告書に基づいて一般質問をするんですけれども、先ほど、全員という話があったんですけど、前もちょっと気になったんですけど、その全員というのが関連するときに全員を表記しないといけないかなと正直思うんですけど。急に全員と言われても、皆さんも多分戸惑っておられたので、その辺はルールとしては暗黙の了解で、関連するのであれば全員と言うのを聞いているのか、やはり全員に聞くというのを最初から決めてあるのであれば通告書に全員と表記した方が私はいいかなと思うんですけど、その点についてはちょっと見解をお聞きしたいと思うんですけれども。

○丸山議長 一応。

(発言する者あり)

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 岡田議員の意見ですけども、議場の整理は議長に任されています。そういう点で私も通告をしている担当課、系列担当課と町長というように書く場合もありますし、担当課だけに聞いて、あと町長が政治的に整理させる必要があると思ったら町長に聞きます。それを議長が許していただいていますので、その点は議長の整理の権限の範囲だと思いますし。

それから、議員が、どう言いますか、模範というか、そういう規則的には議員はそのルール範囲でやっぱり越えないというのが大事だと思いますので、そこは議長が「いや、これは聞く必要ない」と思ったらとめるし、今までから丸山議長は足りなかったら采配をちゃんとしていただいていますので、その範囲でいいと思っていますが。

○丸山議長　そういったところで、岡田議員、担当課長に振ったときに、担当課長が答えられない場合は、答えられる範囲は答えていただく。これはもう流れとして、やっぱり通告者からの思いですので、これはとめることでもないと思いますので、答えられないときは答えられないと言ってくれたら、ほんで、それ以上もう無理ですので。答えられる範囲は答えてあげてくださいということですので、それは別に私の思いですが、そういうふうに進行させていただきま

す。

だから、通告書になかっても、朝も言いましたけど、それに関連することね。関連するような事例はやっぱりそれに関してちょっと答えていただく、それで何の問題もないと私は思っていますので、よろしくお願いします。

○西川議員　9番　西川です。今の質問に関連するんですが、今日の当初、議長の方から通告書にないことを質問されても困るというような話が出ていましたけど、私は前から言っているように、この内容だけで、1枚だけでペーパーで、2枚も3枚も書くわけにはいかんわけですよ。やっぱりそういうことは聞きに來いということを言っているわけですから、そういうこともしないで、自分だけで判断して、もうこのままでいこうというようなことでは、先ほど山田議員の質問でも、総務課参事が言っていましたけど、調べとかなあかんことを調べてないとかね。

やっぱりそういうこともあるわけですから、一概にそんなことを、行政側の言い分だけ言っている、行政ももっと勉強せなあかん、私はそういうふうに思っていますので。朝の意見に対しては、やっぱりもう少し皆さんの方も考えていただきたいと。全く関係ないことを質問したんなら、それはとめていただいて結構です。一連、関連していると思います。

○丸山議長　すいません、大変私も勉強不足でしたので、申しわけありません。そういう意味で、これからも、私もいつも言うてるように、議運でも言うてるんですよ。議運のメンバーの方は知ってくれていると思うんですが、必ずすり合わせはするようにと。すり合わせさえしていただければ何でもない質問、スムーズに終わる質問でも、今日の最初の話でも長引きましたこともありますので、やっぱりこれはこれからも、町長をはじめ総務課長、議運のともことでもいつも言うてるよね。

前のときは、前というかも何年か前の時代はそういう、課長さんがやっぱりすり合わせを。ちょっとここはどういうふうに答えたらよろしいですかと、簡単なことですので、やっぱりこれをしていくとお互いスムーズに議論ができると思うので、その辺はまた行政の皆さんにもよろしくお願いしますと思いますので、お願いしておきます。

11番　西澤議員。

○西澤議員 議事進行の点で議論がありましたので、従来から……。

(聴き取り不能)

○丸山議長 5分間、延びましたが、今から15分間休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番 宮寄議員の一般質問を許します。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回はたくさんの項目がありますので簡潔に、お昼の時間も迫っておりますので、お答えをお願いいたします。

最初の質問なんですが、小・中学校の教育環境整備についてお聞きします。

日々、学校現場では授業はもちろん、授業以外でもさまざまな教育活動や多くの行事などが実施されていると思います。そこで、学校教育とはそもそもどのようなものなのか、学校教育法を調べてきましたが、第18条では小学校について、学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について正しい理解と協働、自主および自立の精神を養うことなどと、また、中学校では同じく第36条に、小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家および社会の形成者として必要な資質を養うことなどがうたわれております。

本来、学校ではこの学校教育法をもとに指導要領にのっとって児童・生徒の健やかな成長、自立を促し、健全な国民の育成と国家の繁栄に寄与するものであると理解しております。これらを考慮いたしまして、学校現場では日常の授業を粛々と行い、行事とは通常の授業以外での必要な教育場面でもあり、行事内容によってはその成果を保護者や地域に発表するものであると思います。

私の知っている小学校では、6年生で学校行事が年間なんと40行事くらい、また、中学校では1年生で年間に20行事ぐらいの行事があると聞きました。こんなにも児童・生徒が学校行事に時間を費やしているのかと改めて驚いたところであります。これは普通の授業をこなした上でさらに行事を行うということは、それぞれの行事ごとの準備も当然必要になってくるはずです。児童と生徒が実際にかかわる学校行事の時間数、単位数以上に、例えばそれを準備する側の先生方、教員は多くの時間を割いているのではないかと想像できます。

そこで今、教員の働き方改革が叫ばれているときに、先生方の勤務実態、そんな状況なんですよということを場合によっては保護者や地域の方々にも知っていただくようなことも必要じゃないかというふうに考えております。

そこで、通告書の①と②の質問ですが、町費講師および特別支援教育支援員、児童指導相談員の必要性・重要性をどのように考えておられるのか。この

ような人に来てもらっているから何とか現状でやっていけているんじゃないかと思っております。もしこの人たちが来てもらえなくなると、また教員にしわ寄せがくると思いますが。

そこで、私の思いは、こうした現状を維持するため、来年度も同じように配置していただきたいと思うのですが。また、来年度から同一労働、同一賃金の会計年度任用制度が導入されると聞いております。その関係で非常勤講師や支援員等は6時間勤務になるんじゃないかと心配もしております。せめて子どもが学校にいる時間帯ぐらいは、すなわちあと30分延ばして時間勤務を考えていただきたいのですが、いかがですか。また、予算の関係で人数が減るんじゃないかとも心配しております。人数の確保も併せてお答え願います。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 岡田議員の質問のときにもお答えをいたしました。当町でも児童数の減少は見られるわけですが、その逆に、教育・保育現場におきまして個別の支援、あるいは特別な指導を要する、支援を要する子どもたちも増えてきております。そういうような本町の実態を考えたときに、ご質問の講師、支援員、相談員の配置についてはとても大事であるというように捉えています。

また、昨日は建部議員の方から学力向上に向けた予算編成についてのご質問、その中でもお答えをさせていただきました。令和2年度学力向上への2年目のチャレンジということで、強力に推し進めていきたいということ。それから、保育・教育現場の課題とその解決に向き合いたいということ。

併せまして、今議員の方からお話がありました、来年度から会計年度任用職員制度の導入も考えられています。導入になっております。

今申し上げた3つの前提をもとに、しかし、子どもたちの学力をどう高めていくのか、そして学校教育法で申されました、やっぱりひとりの人間として育てていくということを大事にするというようなことも併せまして、いろんな条件を想定に考えて、でき得る限り講師、支援員、相談員の配置は努力していきたいというように考えております。

以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。再度お聞きしますが、今年並みで維持していただけると理解してよろしいんですか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 並みという言葉はあれですが、大きく人数を減らすとかそういうようなことでなしに、できる限り時間なり、あるいは日数なりで工夫をしながら人員確保はしていきたいというように考えております。

○宮寄議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、③と④をまとめてお聞きします。今、全国各地で小学生の登下校時の安全について、いろいろな問題と改善方法を聞くことがありますが、甲良町の取り組みはどのようになっているのか。また、保護者から子どもたちの登下校において、不審者等を心配しているとの声をたくさん聞きます。先生は会議や授業の準備などがあり、毎日付き添って帰るのもなかなか難しいと思います。学校からPTA等にスクールガードのお願いをされているとも聞きますが、なかなか協力が得られないとも聞いております。

そこで、私の提案ですが、町として老人会やスマイルネット、民生委員等を巻き込んだスクールガードの組織を立ち上げてみたらどうでしょうか。何かあっては遅いので、何もしないより、とりあえずその一歩を始めてみてはどうでしょうか。いかがですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 ふだんの登下校につきましては、現在のところ、今、議員がおっしゃっていただいたように、学校の教員が随時安全確認をしているところですが、忙しい中でもできる限りの見守りをさせていただいています。

また、町の取り組みとしましては、彦根警察署の生活安全課とか、それから交通課と連携をしております、いろいろパトロールをしていただいたり、それから子ども安全リーダーとか、近江通学路交通アドバイザーさんを指名していただいておりますので、その方々と連携をとりながら見守り活動を行っているところでございます。

さらに、スクールガードということなんですけれども、それも学校を通じてできる限り呼びかけをさせていただいているところでございます。そのスクールガードのことなんです、構成メンバーとしましてはPTAや地域のボランティアさんということになっておりまして、なかなかそういう各種団体の方をお願いをするということは今のところはできていない状況でございます。

今後、また地域と連携した学校のあり方ということについて、今、協議を進めているところでございまして、今後、運営協議会の立ち上げも考えておりますので、その中で総合的にこういった子どもの見守り活動も中心に据えて考えていきたいというふうに思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。呼びかけをしているところというところで、現状としてはそこそこ人数が集まっているのか、ゼロ人なのか、そこはどうなんですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 年度当初にご登録をいただいているところなんですけれども、スクールガードですね。

○宮寄議員 はい。

○上橋学校教育課長 スクールガードについてご登録をいただいておりますが、保護者さんのお名前をたくさんいただいております。そして地域の方、今言ったそういう役職についておられる方をはじめ、地域の方で何名かご登録をいただいているところです。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。もし人数が揃わない、人手不足だという場合は、1つの提案なんですけれども、例えばシルバー人材センター等をお願いしまして、その時間帯に見回り隊として1時間、2時間なんですけど、シルバーさんの力もかりるという案、提案なんですけどあるんですが、そこはどうですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 そのようなことはちょっと今まで発案としてはございませんでしたので、今後また学校と相談しながら検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ぜひ実現するよう頑張りたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

次に、⑤についてです。学校駐車場の除雪作業は、今は小型除雪機と人力で行っていると聞きます。人力でやるのが基本でしょうけども、玄関や昇降口などはどうしても人力で行わなければなりません。特に雪の深いときの朝の1発目、玄関をあけて駐車場に行くまでの1発目、1番に学校に来た先生、5センチや6センチぐらいの雪ならさっといけると思うんですけど、例えば20センチ、30センチ積もったときなどは、授業などの学校業務がある中で、人手も時間もかけられないと思うんですけど、また給食関係とか保護者の方の車も入ってくると思います。もちろん救急体制もとおかなければなりません。ぜひ学校業務にできるだけ支障の出ないように駐車場の除雪作業を業者に委託してもらえたらと思うんですけども。せめて朝の1発の一かきだけでも、駐車場に行くだけの。と思うんですけど、いかがですか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 議員がおっしゃっていただいていることはそのとおりだと思います。ただ、建設水道課の方に確認をする中でも、除雪業者が少ないということもあります。今のところ教育委員会としては除雪業者を入れてもらうということは考えていないのと、新年度予算の方の計上もしておりません。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 予算もしておりません、わかるんですけども、先生が早く出てきとかきやええがなと、それは当たり前なんですけども、私の言うのは朝のその一

発目、深い、5センチや6センチはいいんですけど、20センチ、30センチ積もったときの1発、駐車場へ行くまでの。例えば東小学校なら駐在の方から入った、20メートルほどの1発、一かきとか。中学校なら今、玄関に入った、その玄関に入るところの10メートルほど、くっと一かきとかをお願いしたいんですけど。水道課長、どうですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 当課といたしましても、町道全域ではないんですが、集落に協力をいただきながらやって、限られた町道のみをあけております。13社というふうに、一応、例年どおりぐらいではあるんですが、ちょっと減ったり増えたりと業者さんも変動がございます。そんな状況の中で、今言われたような20センチであるとかというような、深くなってくるとかえって道路の方が遅くなってしまうと。道路をまず1番にあけてもらった後でないといけないのかなというふうに考えております。ほかの施設とかも考えておられるのかもしれませんが、今のところ、建設水道としては道路、町道を優先にあけてもらうようお願いしているところです。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。検討課題ということでよろしく願いいたします。

次に、⑥の質問ですが、両小学校に何年も使用していないプールがあります。年に1度、この質問はさせていただいているんですけども。かなり老朽化してきて木や草のつるなどがフェンスに巻きついて危険な状態にあるところか、見ても醜いですね。非常に見苦しいということで、害虫等の発生源となっている可能性もあるんじゃないでしょうか。もうそろそろプールの除去、もしくは違う活用法を考えていただきたいのですが、今すぐにどうこうとは言いませんが、2年間かけてとか、3年間かけてとか、何か計画を立てられて、何とか撤去を考えていただきたいのですが。

また、現在学習参観のときや運動会、マラソン大会等、保護者が来校されるときはグラウンドを開放することもあるみたいですが、雨の日などはグラウンドがぐちゃぐちゃになりますよね。これの修復がまた大変だそうです。また、近隣の人に迷惑になったり、路上駐車されることがあり、路線バスにも支障を来すこともあると思います。

苦しい財政事情の中、大変だと思いますが、何とかプールの撤去と、その跡地をできたら駐車場に整備していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 甲良町では平成29年3月に甲良町公共施設等総合管理計画というのを策定しております。その中で、これから個別計画を策定する予定でありまして、その中にプールの撤去も入ってこようかと思います。その計画を

もとに撤去の方を進めていきたいと考えております。現在、危険な状態であるということで、両小学校ともフェンスに鍵をかけてくれているということで管理をいただいております。

また、撤去後の活用なんですが、これにつきましては学校とも協議しながらよい方向で協議していきたいと思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、⑦なんですけど、以前にも質問させてもらいましたが、令和2年度の3月補正、もしくは当初予算に東小学校の施設設備費、エレベーター設置を予算措置していただくと聞いておるのですが、その確認をいたします。私の知り合いが、あれはどうなったのかとこの前も聞いてこられましたので、再度この場でお聞きいたします。新年度予算、もしくは3月補正に向けての準備と、大体の工期というか段取り、教育委員会の思いとしては何月までに完成させたいとか、できたら具体的にお願いいたします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 エレベーターの設置に伴う予算で、設計費につきましては9月の時点で補正で計上させていただきました。今現在、設計の方を行ってもらっている最中でございます。工事費につきましては3月補正で計上しようというふうに考えております。

また、工事なんですが、教育委員会としては令和2年度中に完成したい、なるべく早目に完成したいと思うんですが、やっぱり音の出る工事だとかもありますので、夏休みを集中的にやっていただこうと思っております。音が出ないだとか、また子どもの安全も確保できるような工事につきましては平日でもやっていただくなり、休みに、休日でもやっていただくというような相談を業者の方としていながらエレベーターの設置の方を行いたいと考えております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 余談なんですけど、少し変化球になるかも知れませんが、中学校のエレベーター、西小学校のエレベーター、工事、さあ始まりましたとなって、大体何カ月ぐらいでできとったんでしょう、わかりますか。わかる範囲で結構です。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 申しわけないです、把握はしておりません。ただ、今私が言いましたとおり、工事につきましてはなるべく夏休み、子どものいない間にしていたというのはどの学校も同じであります。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 なるべく夏休み中にせめて完成できるように、よろしくお願いいたします。

します。

それでは、次に２で、自治会の分離と独立について。この質問は平成２９年の３月議会においても質問しましたが、当時の北川町長じゃなくて、今はもう野瀬町長に変わられました。その後、変更したことはないのか、もしくは何か変わった、法律上何か変わったのか、あの当時と。町内の自治会の分離や字名の変更について、きのうも建部議員の大字を取ったらどうかという指摘もあったと思うんですけども、どのような条件や手続が必要か再度質問いたします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 制度的なことをちょっと総務課長の方から説明します。２９年以降の制度的な変更はありません。地方自治法の２６０条で、市町村長は政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町もしくは字の区域を新たに画しもしくはこれを廃止、または町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。甲良町の場合は甲良町議会の議決が要ということです。その議決がされた場合は、甲良町長はこれを告示しなければならない。告示をした場合、この効力が生ずるというような制度でありまして、２９年当時と制度は変わっておりません。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。２９年当時と何ら、法的には何も変わっていないということで、同じような質問になるんですけども、今回は１つ事例を交えて質問いたしますが、例えば長寺西区であれば、規模が大き過ぎるため緊急時の確な発生場所の確定に手間取り、目的地到着が、救急車等なんですね。遅れることが、時間ロスが生じ、尊い生命、貴重な財産が失われることがないとは言えないと思うんです。

事例１として、救急車を呼ぶ場合、長寺３００番、番地ですね。３００番台であれば長寺西地区も東地区も両字ともかぶるところがあるんです、３１５番地は長寺東で、３１７番地は長寺西でという場合が、調べてもらったらわかると思うんですけど、あります。緊急車両が出動するときの判断、問い合わせに手間取るということも考えられます。

事例２としまして、火災の場合もよくある発表で、長寺地先がほとんどで、これではどちらの長寺か判断が困る状況の場合も出てきております。隣村の消防団員が個人で出動する場合の時間ロスにもなります。

ほかにもいろいろ事例があると思いますが、例えば心筋梗塞で倒れた場合、倒れた病人を１０分以内に救急車に乗せ、救急車の中でＡＥＤ措置をしながら１０分ないし１５分以内に到着して、３０分後には手術に入らないと助からないと言われております。こういうこともふまえて、２９年３月議会におき

まして、当時と同じ質問なんですけども、10分たっても、20分たっても、長寺の何番地ですけど、救急車両が来ないと。どこに行っているのかといえ、長寺東の当時の北川町長の家のあたりで迷っておられる、そういう事例もあったと聞いております。逆に、例えば長寺東地区の人が救急車を呼ばれた場合、家の、私の家の近所をうろうろしている場合もありました。そういう問題がいろいろあって、長寺でも広過ぎてわからない、「長寺です」と言うと緑ヶ丘、今の通称ですね。緑ヶ丘に来てもらわなければならないのに、富田屋石油のところをうろうろしているとか、そういう場合もあったと聞いております。

だから、私はこの点を質問しているわけで、どうでしょうね。私が強制的に緑ヶ丘を14つ目の集落にしろと言っているわけじゃないんですけども、例えば機運が上がれば、地元の意見も大切だと思います。議会が勝手に議決して、緑ヶ丘を14つ目にしなさいというわけにもいかないでしょうから、そこは行政はどういうお考えですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 きのうの建部議員は大字という問題でありましたが、いずれにしても今の提案については必要性というのは、事業で字の規模が膨らみ、あるいは世帯数も増え、具体を申されましたが緑ヶ丘、四ツ塚地先というのは1つの集落形成をしておりますので、例えばそういう構成を新たな自治会再編というふうなことでやられる場合には、きのう申し上げましたとおり地元の合意というのがあらかじめあって、そして町長が提案するという段取りだと思いますので。

ただ、一朝一夕には、今言っすぐというわけにはいきませんから、住民感情の問題があったり、区の今の自治会のあり方の問題が前提となりますので、時間、労力、それから一朝一夕にはいけないということ、地域の盛り上がりということが大事になりますので、これらの状況が整えば、町長としては議会に提案をさせていただいてという段取りになりますので。もちろん、地元の区長さんとかこういうお話がありましたということはお伝えをしますが、地域の盛り上がりが第一かというふうに思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 すいません、ありがとうございます。地元の合意、もしくは気運が上がれば行政側から提案していただけるということで、確認ですけども、それでよろしいですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 冒頭、総務課長がルールを申し上げたとおりの段取りで手はずを整えるということになっていくと思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。もしそうなったときはよろしくお願いいた

します。

それでは、次に3で、香良の湯の管理および清掃の割り当てについてですが、6月の議会でこれも質問させていただきましたが、その後、改善されたかお聞きします。

6月の町長の回答の中で、シルバー人材センターは高齢者の生きがい、社会参加、高齢者の就業機会の確保、高齢者になっても元気に働ける人は働いていただくという場の確保と言っておられました。そのときの答弁の中で、法人化に向け連携をとって進めさせていただきたいとも言われていました。また、そういう法人格を持った団体にして、高齢化の問題であったり、あるいは人材の問題であったり、あるいは事務局体制であったり、法整備であったり、その辺については条件整備を整えて、高齢者が働きやすいシルバー人材センターになるようにしていただきたいと言われておりました。そのような連携を現在とっておられるか、お聞きいたします。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 連携につきましては、私どももあそこにハウス等もございますので、それも含めて、1カ月に1回とは言いませんが、ちょっと行かせていただいております。まだ具体の個々の中身のことについては、まだお話をさせていただいているというところまでは至っておりません。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そこもふまえて、月に1、2度は行っておられるということで、今後ともよろしく願いいたします。

次に、香良の湯の管理および清掃当番の割り当てについてですが、これも9月議会で質問させていただきましたが、2カ月、3カ月かけて改善のほどをよろしくとお願いしておきましたが、現在、改善の現状はどうなっておりますか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 シルバー人材センターに委託しております事業は、シルバー人材センター事務局で作業の割り振りはされておるところでございます。町としましては、仕事量の少ない中で会員の皆さんに仕事が回るように、これは理事会でも出たこと、総会でも出たことなんですが、事務局の方にもお伝えをしております。また、不具合の点は、会員の方々と事務局でお話をされているということも聞いておりますので、個々の、皆さんのやはり要望どおり、全てということはいかないと思いますが、少しずつは修正されているかと思えます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 少しずつは修正されているということで、多少は修正されていると思っております、私も。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次に4で、町内防災道路の整備についてお聞きいたします。

町内を歩いていると、字によっては老朽化した空き家を撤去しているところが目立つようになってきました。その跡地を見ると、道路が急に狭くなったり、曲がったり、また交差点が曲がりにくかったりしています。そのようなところを町として、担当課は建設水道課と思うんですけども、町内を何らかのときに走っていて、緊急車両等が通りにくいなということを感じたところはございませんか、お聞きいたします。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 現場をぐるっと回っているというのはしておりますが、そういうところは点検はいたしておりません。ただ、町として管理いたしております町道が372路線、うち平均幅員3.5メートル以下というのが101路線ございます。緊急車両が通りにくい指標というふうな形で捉えておるところでございます。また、実際は緊急車両などが通れるかはその現場条件によって異なりますので、犬上分署の方で定期的に町内の巡視をして確認されているのが現状でございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そのようなところを町として積極的に防災道路として拡張や交差点の改良をしたらどうかと思うんですけども、考えておられますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 町から自発的に紹介をさせていただくということはございませんが、各集落から要望などが上がってきましたらそのように進めておるところでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 町として考えていないのなら、字から要望があればその整備補助金はどうになるのか、土地売買の交渉は誰がするのか、土地代は誰の負担か、道路の工事費は、町の分担、負担分と字の負担割合などは決まっているのか、また、字から要望があったら道路改良が完成するまでどのような日程でどれぐらいの期間が必要なのかお答えください。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 町道の改良、拡幅工事につきましては、集落の要望に基づきまして事業化をいたしております。また集落から要望があった場合は、道路幅員が4メートル以下の町道の場合を4メートル以上に拡幅、改良を行う事業ということで、狭あい道路整備事業というのがございます。国庫補助事業で、補助率が50%、条件などが整いましたら周辺住民さんの同意を得た場合に限り、地元負担金なしで町費と按分して実施いたしております。

また、道路幅員が4メートル以下で、また町道拡幅しても4メートル以上にはどうしてもならないというような場合におきましての事業につきましては、

集落要望につきまして、町の事業として工事費の10分の1を地元負担金としていただくことになっております。これは甲良町道路河川工事等地元負担金取扱要綱に基づきまして、10分の1の負担金をいただくことになっております。

また、里道でございますが、里道といいますのは集落の方で管理をお願いしている部分でございますが、その里道の拡幅、改良、舗装などの工事については、幅員などには関係なく事業主体が集落で、事業費の2分の1を補助金としたしておるところです。里道・水路防災事業補助金交付要綱というのに基づいてさせていただいております。

延長、もしくは幅員などによりまして事業の期間というものはまちまちではございますが、長い部分については3年かけてやったりとか、工期を分けてやったりとかをしておるのが現状でございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。いろいろ補助金があるということで理解しておきます。またそういう字が出てくれば、積極的に協力してあげていただきたいと思います。っております。

それでは、5、最後の質問になります。最後の項目ですね。運動公園等の使用についてであります。このことは町の方針として町長にも後でお聞きいたします。

まず、①といたしまして、9月の広報に掲載してありましたが、今回、町施設の使用料の見直しがあり、金額や減免対象が書いてありました。そこに気になったことが1つあります。教育関係施設と限定していましたが、限定しているということは、教育関係施設以外の類似施設があると解釈しますが、それは条件上は関係ないかもしれませんが、教育関係施設ではないのか、ほかに何かあるんですか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 9月の広報では、総合公園、体育館、公民館などの利用について、教育委員会が所管している施設の使用料や減免規定についてを掲載させていただきました。教育関係施設を改めたものではなく、教育委員会で所管をしております施設についての広報をいたしました。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。私の思うところ、教育委員会の担当職員は他の施設は関係ない、それはそうでしょう。それはその部署で考えたらよいとしか思えないんですけども、同じ町の施設で、なぜ町全体として統一したことができないのか。誰かに言われて、また、担当者の思いでなぜこのようなことが起こるのか、町としての一貫性はないんですか。ここはもう担当課だけの判断だけでは答えにくいところもあると思うんですが、これからは教育長と町長にお聞き

しますが。町としての一貫性の思いは別々なのか、担当課と教育委員会と、教育長と、町長と。三者三様、別のものなのか。誰もが納得する答弁をお願いしたいんですけども。教育長、いかがですか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 ご指摘のことは大変大切なことだというように捉えております。町の施設を網羅できるような、そんな使用料、利用料の計画を今後、総合的に進めることはとても大切だというようには捉えています。議会の方でご指摘があった総合公園の使用料、その辺をやっぱりきちんと見直していくというような中で、とりわけ教育委員会所管の施設、公民館もそうですし、学校等の施設もそうですが、その辺を教育委員会として総合的に見直して、使用料を決めたものでございます。

関係の市町、近隣の市町、その辺のところも情報としてはお聞きしながら、9月の広報誌に載せた使用料でこれから進めていくというような周知をさせていただきました。ただ、担当課長にお聞きしますと、今回はやっぱり甲良町民のことを考えて、甲良町民が使いやすい、そういう使用料にしていきたいという、そんな思いも盛り込んであるというようなことも聞いております。9月に皆さんに周知をいたしました、この使用規定に基づいて運用しながら、例えば町民の皆さんからさまざまな声が届いたときに、それは真摯に受けとめて、不備な点等あれば、その辺はさらに検討を加えていくというような思いも併せて持っているということを明言させていただきます。

以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。

それともう一つ、団体等が使用している施設で、教育委員会の関係施設で抜け落ちているところが2カ所あるんですけども、どこかおわかりですか。出なかったら私が答えますけど。町長、お願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 9月の広報の16ページに掲載をされています。教育委員会で事務的に見直し点検をいただいて、総合公園、体育館、公民館の利用料ということでのペーパーになっております。使用料の一覧表が出ておりますが、抜けているということで、もう1回答弁させていただきますが、そのことだけ申し上げますと、これは基本的には甲良町使用料徴収条例の中に別表という形でうたっているものでありますが、今はこの施設を特定して減免規定というところ辺の要件整備をいただいたということでございます。

順番にいきますと、別表第2のその1は学校施設であります、その1学校施設、社会体育、それから生涯学習ということで、交流を積極的に進めてほし

いということでありましたので、4つの、小学校、せせらぎ夢空間、中学校が書いておりますが、この欄の中には東西保育センターが掲載されておられません。そして、その2は運動公園の西側グラウンド、東側グラウンドが掲載されておりますが、町立のその2には児童公園というのが掲載されているところでございます。

以上、その点です。

さらには、細かい話ですが、甲良町総合公園の中では、屋根つきのドームみたいな施設がありますが、そのことが掲載、徴収条例から脱落しておりますし、それから日常、グラウンドゴルフ、施設ではないのかもしれませんが、グラウンドゴルフに利用されている広場が考えられるのではないかというふうに思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そのとおりであります。屋根つき多目的グラウンドと、グラウンドゴルフ場ですね。これがちょっと抜けているんじゃないかと私は思うんですけども、ひょっとしたら徴収する場所としない場所が現実にあるわけで、えこひいきじゃないかという声も聞かれております。屋根つきグラウンドは夜間に定期的に町外の団体が使用しております。また、グラウンドゴルフ場は、ふだんは個人で使用されておりますが、ときどき団体が使用されております。そのようなところは使用料は要らないのですか、どうなんでしょう。何か腑に落ちないところもありますが、もちろん減免対象にもなっていないし、使用料を取る対象にもなっていないので要らないと思いますが。くどいようですが、使用料を私は取れと言っている意味ではありませんので申し添えておきます。この件に関して、何かお答えすることはありますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今回の広報につきましては、一覧表の中の使用料そのものを変更しているわけではなくて、基本的には減免要件、減免規定をさらに具体的に記入をしたということでございます。

つけ加えて言わせていただきますと、甲良町使用料徴収条例では第2条で別表第1から別表第6というのがありまして、庁舎をはじめいろんな施設であります。このうち、今抜き書きで教育委員会管轄の別表第2の部分だけを抜き書きにしているものでございます。したがって、今言いました施設で抜けている部分も言ったところがあります。それから、減免規定は使用料徴収条例の第3条、町長が減免することができるという規定がありまして、4つ要件があります。国または公共団体が公務で使用する時、町長が公益上必要と認めるとき、それから町長が公の施設の目的に供すると認めるとき、もう一つは、これがややこしいんですけど、その他町長が特別の事由があると認めたときと

いうことでありますので、特別の事情というところ辺についても、今後、内部で議論しているのは、きのう少し使用料条例を見直すという話を総務課長がさせていただきますましたが、施設が漏れているところ、それから施設の金額、それから減免規定、全般にわたって漏れている施設も含めて総点検をして、徴収対策本部会で議論をして、再整備をしようということになっておりますので、もう少し整理をしっかりとやりたいというふうに思っています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 基本的な質問をさせていただきますが、甲良町総合グラウンドの管理は教育委員会ですよね。呉竹のグラウンド、甲良西チームが使っているグラウンドは、多分教育委員会じゃないと思うんですけど、私の考え、認識が間違っていたらすいません。どこの管轄になるんですか、呉竹グラウンドは。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 呉竹センターです。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 呉竹センター、管理がね。

じゃ、甲良東チームはほとんど甲良町の山のグラウンドで練習しております。西チームは呉竹のグラウンドでっております。ほな、片や料金が要るところでやりますよ、片や呉竹センターが管理して、呉竹センター長が「いやいや、お金、要りませんよ」と判断すればとなってしまいますよね。同じグラウンドで、同じ甲良町のチームが、片や要る、片や要らないという隔たりも発生するんじゃないですか。どうでしょう。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 したがいまして、教育委員会で少し整理を始めてもらったのは広報掲載でありますので、ここにも掲載していますように、生涯学習、スポーツ振興、もう一つ言わせていただきますと青少年育成という視点でのスポーツ少年団のあり方等もありますので、それら、教育委員会とその他の施設も含めて、減免規定を含めてもう少しちゃんと使用料条例で整備をしていきたいというふうに思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。そもそも1981年、今から約38年前に呉竹児童公園グラウンド、1989年に町の運動公園グラウンドが、山本日出男町長のときに、部落解放の願いや町民の強い思いで町内にグラウンドができたと聞いております。そのときのいきさつや趣旨は教育委員会の職員に限らず、町職員として知っておられるのか、知らなければそのようなことを知っている人にアドバイス等を受けていただきたい。また、なぜこの使用規定をつくるときに、関係団体に声をかけて意見を聞かなかったのか、また、他の近隣町の取

り組みを参考にしなかったのか。また、聞き合わせをしても実際の実例を調査しているのか等、今いろいろありますが、もちろんこのことは聞いても答えにくいでしょうけども、古い話ですので。なぜ行政は何でも上から目線で、こう決めたからこうしろじゃなくて、町の連携を、使用者、町内の子どもたちが使っているわけですから、連携を密に今後もしていけるのか、このようなことではあまりうまくいかないような気もいたします。

後々大きな問題にならないかと思うんですけども、回りくどく質問しておりますが、私の言いたいのは、例えば甲良東、西、甲良のチームが彦根の荒神山グラウンドで試合をするときもあります。何も甲良町の山のグラウンドで、総合グラウンドだけで試合をしているわけじゃありません。要は、甲良町のチームが彦根のチームへ行ったときは、いつも甲良町の山、グラウンドを使わせてもらっているから、西チーム、東チームは料金は結構ですと免除されているらしいです。そういうこともふまえて、連携を密にとっていただいて、西の監督、東の監督を交えて話を進めていってほしいと思っておりますが、教育次長、どうでしょう。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 今、総合グラウンドと児童公園の方なんですけど、スポ少に関しては西も東も使用料は取っておりません。また、今回の社会教育課長の方で減免規定の作成をしていただきました。それに関しても、議会からの質問等の中で、近隣市町に確認した上での減免規定を定めております。また、うちの方で確認する中でも、やはり彦根市等については野球大会をするときに使用料を取っているところもあるというのを聞いておりますので、その辺を考慮した上で減免規定の方を策定したものであります。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 事務方としては、9月の広報の中で載っていることは正しいと思っております。何もそれが間違っているとは言っていないわけで、総括的に考えて、人間のやることですから、いろんな感情も出てくると思います。事務的には最高の文書です。何もそれにいちゃもんをつけているわけじゃないんですけども、今後そういういろんな、先ほど申しました問題が出てきたときに、町としてどのように考えていただけるのかということを私は聞いておるだけでありまして、最後に教育長、総括的に、この②、③の問題ですね。どのように考えていってもらえるのか、来年度から。よろしくお願いいたします、まとめで。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 呉竹児童公園ができたときに、そこでスポ少を指導しておりました。そのときに地域の方、あるいはそのグラウンドをつくるのに汗をかかれた方から、やっぱり住民同士のふれあい、あるいは他市町からの子ども、保護者

がここへ入ってきて触れ合うという、いわゆるこのことが部落差別の解消につながっていくので、頑張って先生、使ってやというようなことがあって、それが今でも頭の中にはっきり残っているわけですが、町の公の施設は学ぶ場として活用もしていただきたいし、学び合う場としての活用もできると思いますし、そんな中で甲良町民、住民の触れ合いを深めていく。あるいは、その中で青年の健全育成を図っていく。そういう営みを繰り返しながら、地域の子どもは地域で育てる、皆で育てていこうというようなそんな役割も公共施設にはあるように捉えています。

ですから、当初それぞれの施設が設置された役割、あるいは目的を再度確認しながら、町の公の施設としてどのように町民に使っていただくのかということを総合的に勘案して、使用料ならびに使用規定について検討をしていく必要があるのかなというようなことを思っております。

以上でございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。特に長寺、甲良町総合グラウンドですね。ここは特に彦愛犬ではこの辺の甲子園と言われるぐらい、この長寺総合グラウンドで決勝戦を戦いたいという思いで、特に野球各チームは汗を流している、将来の甲子園球児をめざして頑張っておられるところであります。今後とも、今の教育長の方針も忘れることなく、よろしくお願いしたいと思っております。

以上で私の一般質問は終わりますが、私は町が少しでもよくなるようにと思って、また町政に対しても何もかも反対するつもりはありません。ただ、納得のいかないことやおかしいと思うことに対しては今後も質問させていただける場があればさせていただきます。今後も議会と綿密な連携をとっていただき、よりよい甲良町政をともに築くため、行政の対応を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 0 時 3 2 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康